

# 令和4年度 鳥取県町村会からの要望への回答

## 1 最重要要望事項

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
1	地方交付税の総額確保について	<p>新型コロナウイルス感染症が長期にわたり社会経済活動に影響を与え、その対策に必要な財政需要が増加する一方で、地方税収等は景気低迷の影響を受け、事業所得者を中心に減収が見込まれるなど、引き続き厳しい財政運営が見込まれます。</p> <p>人口減少や少子・高齢化の進展に伴い地域の衰退が懸念される中、地方自治体においては、行財政改革に取り組みながら限られた財源で住民サービスの安定的な提供と創意工夫による地域活性化施策の実施に努めております。一方、多発する災害に備えた防災力の強化、児童虐待防止対策、脱炭素社会の実現に向けた取組及び行政のデジタル化に伴うシステム導入費用並びにセキュリティ対策を含むランニングコストなど、更なる行政需要の増加が見込まれます。</p> <p>加えて、長期化する新型コロナウイルス感染症への対応や原材料価格の高騰に伴う行政コストの増大、ウクライナ情勢等による電気代をはじめとする諸経費の高騰なども懸念されます。</p> <p>つきましては、これら諸課題に対応するため、地方一般財源実質同水準ルールの堅持にとどまらず、地方における税収の動向や行政需要の増加を的確に把握し、安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額を確実に確保していただくよう、国に対して働きかけをお願いします。</p>	総務部 (財政課)	<p>地方一般財源及び地方交付税について、現下の世界情勢等が不透明であり、地方財政計画に与える影響が懸念されることを踏まえ、その総額を確保することなどについて、11月15日に総務大臣に要望しました。また、12月20日の政府・地方六団体による国と地方の協議の場において、地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の確保・充実について要望しました。</p> <p>その結果、令和5年度の地方財政対策において、一般財源総額は交付団体ベースで前年度を0.2兆円上回る62.2兆円が確保され、地方交付税総額は前年度を0.3兆円上回る18.4兆円が確保されました。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
2	原油価格・電力料金等物価高騰対策について	<p>新型コロナウイルス感染症による住民生活や社会経済への影響が続く中、ロシアによるウクライナ侵略などの影響により、原油や原材料、食物価格が高騰するなど住民生活に不安が生じています。更にはエネルギー資源の供給不足により、電気料金の上昇や安定した電力供給も懸念されています。</p> <p>特に、原油や電力料金をはじめとする物価の高騰は、価格転嫁が困難な地域住民はもとより、農林水産業、中小企業・小規模事業者においては、厳しい状況になっているのが現状です。</p> <p>このような中、国においては、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を策定したところではありますが、ウクライナ情勢や円安の状況は、今後も先行きが見通せず、物価高騰の長期化が懸念されています。</p> <p>つきましては、物価高騰に直面する地域住民の生活、また、農林水産業者、小規模事業者等の経営に及ぼす影響を最小限にとどめるため、地域経済活動の活性化に対する支援について、国に対して働きかけをお願いします。</p>	福祉保健部 (福祉保健課) 商工労働部 (商工政策課、 企業支援課)	<p>新型コロナの長期化、原油・原材料価格の高騰が事業者の経営を圧迫している状況を踏まえ、国は総額約 29 兆円の令和 4 年度第 2 次補正予算を編成し、このうち物価高騰・賃上げへの取組には約 8 兆円が充てられました。</p> <p>これに呼応して、本県も 12 月補正予算において、売上・利益回復に取り組む事業者を支援する「新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金」の大幅な増額や受付期間の延長、また資金繰り対策として、最長 5 年間元本返済不要の期日一括返済型資金の融資枠拡大などの独自支援策を実施しているところであり、今後も地域経済活動の活性化支援に粘り強く取り組んでいきます。</p> <p>なお、国に対しては、第 2 次補正予算の編成に先立って、11 月に県町村会長の宮脇湯梨浜町長にも御出席いただき、電気代や燃油・原材料等の価格高騰に対する効果的な抑制措置の実施、思い切った事業再構築の取組や省エネ投資等に対する支援の強化・拡充を要請したところですが、県内事業者への影響を最小限とするために、今後も引き続き全国知事会等とも連携して、地域経済の回復支援を国に働きかけていくこととしています。</p> <p>コロナ禍や物価高騰の影響を受けた生活困窮者に対する支援については、令和 4 年度末までの電気代等の高騰に対応するため、市町村と協調した光熱費助成を 9 月補正予算で措置するとともに、生活福祉資金の特例貸付の更なる借入ができなくなった困窮世帯に対する「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」、住居を失うおそれがある方に対し家賃相当額を給付する「住居確保給付金」の特例措置の申請期限をそれぞれ令和 4 年 12 月末、令和 5 年 3 月末まで延長して対応しているところです。</p> <p>さらに、生活福祉資金の借入者について、長引くコロナ禍の影響だけでなく、燃油・物価高騰等の影響により生活再建の見通しが立たない世帯もあることから、相談・支援体制を強化するため、実施主体である県社協及び市町村社協への支援員の増員等について 12 月補正予算で検討するとともに、返済に係る延滞利率の軽減や償還期間の延長等、必要に応じて生活困窮者の実態に即した制度設計が行われるよう本年 11 月に国に要望しました。</p> <p>今後も、生活困窮者の実態に即した支援が行われるよう、必要に応じて国に要望していきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
3	ひきこもり支援ステーションについて	<p>共生社会の実現が求められている中、社会活動に支援を必要とする方が増えています。国においては、都道府県域に「ひきこもり地域支援センター」を設置し、市町村での「ひきこもりサポート事業」を実施しています。令和4年度、同センターの設置主体を市町村に拡充するとともに、新メニューとして支援の核となる相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を創設されたところであり、将来的にこの支援体制をすべての基礎自治体に構築することを目指すとされています。</p> <p>各町村が支援体制を整備するためには、ノウハウ、人材、施設等が必要です。体制構築には費用も時間もかかると思いますが、周辺市町村が連携して運営、利用する仕組みができれば、早急にひきこもりの支援体制が構築できると考えます。</p> <p>つきましては、各市町村の利用実績に応じた運営費の負担を制度化するなど、市町村連携による「ひきこもり支援ステーション」の仕組みづくりをお願いします。</p>	福祉保健部 (健康政策課)	<p>本県においては、全市町村において相談窓口の設置等の「ひきこもりサポート事業」が実施されているところですが、さらに各市町村において、ひきこもりの状態にある方やその家族に対するきめ細かな支援が行われることは非常に重要であり、令和4年度から「とっとりひきこもり生活支援センター」の支援員を2名増員し、市町村における「ひきこもり支援ステーション」等の設置への支援を拡充していくこととしています。</p> <p>御提案のあった市町村連携による「ひきこもり支援ステーション」設置については早期の体制づくりの観点でも有効であると考えており、各市町村、「とっとりひきこもり生活支援センター」と一緒になって検討していきたいと思えます。</p>
4	中学校部活動の地域移行について	<p>国の有識者会議において、運動部の部活動に続いて、文化部の部活動についても地域移行への提言がなされました。</p> <p>これまで、部活動は授業活動とともに、教師と生徒、生徒同士の信頼関係の構築、学校への愛着に大きく寄与してきました。</p> <p>学校の働き方改革を進めることは重要であります。部活動全体が地域に移行された場合、学校は授業を受けるだけの場となり、信頼関係が益々希薄になることが危惧されます。部活動に熱心に取り組んでいる教師、学校の部活動に目標を持っている生徒も少なからずおり、全国一律に地域移行を実施することは、教師や生徒のモチベーションの低下に繋がりがかねません。</p> <p>また、都市部に比べ町村では、指導者の確保やクラブの有無、グラウンドや施設が少ない地域もあり、人材や受け皿の確保の面などで格差が生じるなど多くの課題や問題があります。</p> <p>しかも、教師と同じように、生徒の安全や心身の健康に配慮しながら、適切な態度や言葉で指導するのは、想像以上に難しいと思えます。</p> <p>つきましては、学校関係者や生徒、保護者等の意見を十二分に踏まえ、部活動の地域移行は、柔軟な運用が出来るよう国に対して働きかけをお願いします。</p>	教育委員会 (体育保健課)	<p>部活動については、教育課程外の活動ではありますが、活動を通じて責任感、連帯感の涵養や好ましい人間関係の形成など、生徒が大きく成長する大切な教育活動として実施されてきました。</p> <p>一方で、教員の時間外労働時間の多くを占めており、教員の負担となっていることや少子化に伴い現在の部活動を維持することが困難となっている現状もあることから、生徒たちがスポーツや文化活動を行うことができる機会を確保していくために、国が部活動を地域へ移行していく方向性とスケジュールを示しました。</p> <p>しかし、県内において部活動に代わる活動を行うことができる地域の団体は、非常に少ない若しくは、地域によってはない状況があり、部活動の地域移行が現状では困難な地域が多数あると考えています。</p> <p>そこで、国の有識者会議からの提言において地域の実情に応じて部活動の地域移行のスケジュール等を検討していくこと、地域移行が行われるまでの間は部活動として実施していくことが生徒の活動の機会確保のためには必要であるとされていますので、今後、市町村が部活動の地域移行に向けての取組を実情に応じて推進していけるように、市町村及び関係機関と連携を図りながら取組を支援していくとともに、国へ実情に応じた柔軟な対応を可能とするよう働きかけていきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
5	農林水産業の物価高騰対策について	<p>長期化する原油高とウクライナ問題に加え、急激な円安による農林水産業関係の資材費高騰や物価上昇による買い控えで、地域の産業を担う生産者に不安が広がっております。この状況が続けば、経費の高騰による価格転嫁が容易ではない農林水産業者の生産意欲が低下し、地域の産業が衰退することが懸念されます。</p> <p>特に、米は県内で一番の農業産出額を占める重要な農作物です。全国的に令和3年産米の価格の下落は、水稲生産農家に不安を与え、米づくりに対する生産意欲の低下を招きました。今年度は若干価格が持ち直しているものの、今年に入り肥料価格等の高騰が続くなど、農業経営の大きな打撃となっています。</p> <p>つきましては、農林水産業者への影響を緩和するため、肥料価格高騰対策事業を継続するとともに、当面の事業継続に必要な生産資材の安定供給に向けた支援、輸送コスト等の高騰による影響緩和対策について、国に対して働きかけをお願いします。</p> <p>加えて、水稲生産農家の不安と昨今の厳しい経営状況を踏まえ、水稲生産農家に対する有効な緊急対策を実施し、安心して営農を継続できるよう環境整備と支援を国に対して働きかけていただくとともに、県による支援をお願いします。</p>	農林水産部 (農林水産政策課、生産振興課)	<p>長期化する肥料・飼料や資材の高騰に対する農林水産業者への影響緩和について7月、8月及び11月に国に対して、肥料及び配合飼料高騰対策の事業創設・制度拡充、施設園芸セーフティーネット構築事業、漁業経営セーフティーネット構築事業の継続実施と制度拡充、漁網や魚箱支援等について強く要望を行いました。</p> <p>さらに、平成16年の米政策改革開始以降、各産地が自らの判断で需要に応じた米生産に取り組んでおり、米に対して助成する仕組みでは、需給環境の改善や米価安定につながらないことから、水田農業の経営安定化を図るため、飼料用米等へ作付転換が進むよう、「水田活用の直接支払交付金」等の十分な予算確保と併せ、現場の実態を踏まえた継続した取組への支援を拡充することについても国に要望を行っています。県としても、独自に「肥料価格高騰緊急対策事業」（9月補正、12月補正予算で増額）や、飼料用米の生産拡大支援等を行っており、今後も水田農業の収益性向上対策について検討していきたいと考えています。</p>
6	水田活用の直接支払交付金の見直しについて	<p>全国的な米離れが進むとともに、原油価格や物価の高騰などの厳しい状況の中で、水田フル活用による農地保全や農村環境の維持を進めていく上で、水田活用の直接支払交付金は農家にとってなくてはならない制度です。</p> <p>しかしながら、農林水産省は、適用ルールの見直し及び厳格化を検討しており、主食用米の需給のみならず、転換作物の需給への影響が懸念されます。</p> <p>ハウス等施設園芸では、5年間の短期で水張りを行うことは現実的に困難です。また、ブロッコリー、白ネギ等の高収益作物は、湿害による生育不良が発生し、飼料作物では加湿による機械作業等の生産効率の低下が懸念されます。</p> <p>加えて、大豆、そばについては、農地利用に産地交付金が活用できなくなり、「地域の特性を生かした魅力的な産地づくり」を後退させることとなります。</p> <p>このように、転換作物の需給が影響を受け、営農計画や地域の農業振興計画を変更することにより、農業所得の減少、延いては耕作放棄地の増加や離農にもつながりかねません。</p> <p>つきましては、地域の実情を十分に考慮し、生産現場の意見も踏まえた制度になるよう、国に対して働きかけていただくとともに、小規模または個人経営体に対する県独自の補助制度の創設など、きめ細やかな支援をお願いします。</p>	農林水産部 (生産振興課、農林水産政策課)	<p>県は、11月15日に「水田活用の直接支払交付金」の十分な予算確保と併せ、現場の実態を踏まえた継続した取組への支援を拡充すること、交付対象水田の見直しの検証結果及び今後の対応を生産者等へ丁寧に説明することについて、国に要望を行ったところです。</p> <p>令和5年度予算の「水田活用の直接支払交付金」の概算決定額は2,918億円となりましたが、制度の変更点等詳細は不明のため、引き続き情報収集に努めます。</p> <p>小規模農家については、中山間地域を支える水田農業支援事業等により機械導入等の支援を行っており、引き続き支援を行っていききたいと考えています。</p>

## 2 重点要望事項

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
1	新型コロナワクチン接種について	<p>新型コロナウイルスの感染拡大及び重症化を防ぐため、ワクチン接種の推進が求められています。しかしながら、接種率が上がらないこと、また廃棄するワクチンもでてくるなど、制度の適切な運用が求められているところです。</p> <p>このため、広域で接種しやすい環境を整えるとともに、ワクチンを管理し、廃棄を減らすための仕組みづくりが必要であると考えます。</p> <p>つきましては、広域での接種やワクチン管理を行うことができる仕組みづくりを、県がリードし調整いただきますようお願いいたします。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 (新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム)</p>	<p>ワクチン接種の実施主体となる市町村負担の軽減や接種の促進を図るため、東部・中部・西部の計6か所に県営接種会場を開設しているほか、ワクチンバスや医療スタッフを派遣するなど、県内どこでも接種できる体制を構築しているところであり、今後も継続して取り組んでいきます。</p> <p>また、ワクチン接種体制構築や接種勧奨等により接種促進を図るとともに、市町村と情報共有や調整を行い、市町村間のワクチン融通を行うなど、ワクチンの有効活用を図るための対応を実施しているところであり、今後も継続して取り組んでいきます。</p>
2	新型コロナウイルス感染症の影響による病院事業の減収補てんについて	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため外出自粛や休業要請などの措置により、全国的に様々な業種で経営の悪化が生じています。病院においても、外来の受診控えや不急の診察延期により、外来患者数がこれまでに例をみないほど減少しています。</p> <p>また、病院では院内感染を防止する体制を確保するため、新型コロナウイルス感染症患者や疑い患者を受け入れのため、これらの患者などに対応するための資材の購入、人員の確保などによる費用の増加、対応専用エリアの確保による実施事業の中止などによる収益の減少が生じています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応は、総務大臣から公立病院を運営する市町村長に対し病床確保についても役割を適切に果たすよう依頼がありましたが、地域の中小自治体病院は人員面や設備面が十分ではない中で工夫しながら、医療圏の中で必要とされる役割について対応しています。</p> <p>つきましては、地域の医療提供体制を維持するために、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず、引き続き自治体病院の経営の健全性が確保され、持続的に運営できるよう、前年対比等との減収分の補てん措置について国に対して働きかけをお願いします。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 (新型コロナウイルス感染症対策総合調整課) 福祉保健部 (医療政策課)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関については、患者受入により経営上の損失が発生することがないように、入院協力医療機関のうち重点医療機関の要件を満たさない一般医療機関の病床確保料の補助単価を増額することや、緊急包括支援交付金の継続確保などについて、現在、全国知事会等を通じ国に要望しているところであり、今後も継続して国に対して要望してまいります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず、医療機関の経営安定化のため、診療報酬のあり方も含めて必要な財政支援等を行うよう、全国知事会を通じて国に要望しているところであり、今後も継続して国に対して要望してまいります。</p>
3	地方創生の推進について	<p>人口減少問題への対応は、最重要課題であるとともに、短期間で成果がでるものではなく、長期的な取り組みとそのための財源の確保は必要不可欠です。</p> <p>地方創生推進交付金は、補助率が1/2であることから財政負担も相当額必要となっています。また、申請に係る事務負担も依然として大きく、苦慮しているのが現状です。</p> <p>つきましては、地方自治体が主体的に地方創生を強力に推進できる仕組みとするため、地方創生に係る財源として地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続・拡充をお願いします。</p> <p>加えて、地方創生推進交付金の規模及び補助率の拡充を行うとともに、交付金の使途について、より自由度の高い柔軟な制度とし、また、地方自治体の実態に合わせた事務の簡素化が図られるよう見直しをお願いします。</p>	<p>令和新時代創造本部 (新時代・SDGs推進課)</p>	<p>「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充するとともに、「デジタル田園都市国家構想交付金」など地方創生に必要な財源を引き続き確保することや、同交付金の地方創生推進タイプ等について、財政力に応じた交付率の引上げなど、地方の意見を踏まえた申請要件の緩和や弾力的な運用を図ることを、県版地方6団体として、昨年11月15日に要望を行ったほか、今後も全国知事会等とも連携しながら国へ要望を行ってまいります。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
4	統計調査業務の民間委託について	<p>「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」、「公共サービス改革法（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律）」に基づき、統計調査業務における民間事業者の活用に向けた取組を推進することとし、これを踏まえ、平成17年3月31日に「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」が作成されました。しかし、ガイドライン作成後17年が経過しても、地方公共団体が受託する統計調査事務への民間事業者の活用は進んでいません。</p> <p>一方で、毎年実施される統計調査については、事前に登録された登録調査員を中心に行っていますが、登録調査員の高齢化、新規登録希望者の不足により、年々調査員の確保が困難となっています。</p> <p>特に、近年は新型コロナウイルス感染症や訪問詐欺に対する懸念のため、訪問することに対する住民や事業所等の協力や理解が得られにくくなっており、そのため訪問が必要な調査員になることを敬遠される方も多く、調査員の確保には、多くの時間を要します。</p> <p>つきましては、各種統計調査事務について、調査票の配布方法及び回収方法を郵送またはインターネットのみとし、調査員や調査対象の負担軽減を図るとともに、調査員確保のため地方公務員による指導員及び調査員業務従事の要件のさらなる緩和、調査員による実地調査及び地方公共団体の審査業務について、民間委託をより推進するよう、引き続き国に対して働きかけをお願いします。</p>	令和新时代創造本部 (統計課)	<p>市町村及び県で実査を担当している国の統計調査については、要望にあるとおり、調査環境の悪化や調査員の不足等により、調査員調査の実施が困難な状況にあることは認識しています。</p> <p>県も市町村と同様に法定受託事務として国から委託されて統計調査を実施している立場であり、また国ガイドラインにおいても法定受託事務としての枠組みを基本として、国において民間事業者の活用の可能性を検討するよう述べられていることから、全国組織である都道府県統計連絡協議会を通じて、全ての調査における統廃合を含めた簡素・合理化及び実査業務を含めた統計調査における民間委託の拡大や実施時期の重複への配慮など、調査員及び地方の負担軽減について各省庁に要望しているところです。</p> <p>なお、今までの国への要望により、令和4年における国の対応として、工業統計調査は経済構造実態調査への包摂により地方公共団体の法定受託事務を廃止して民間事業者への委託により実施され、法定受託事務の就業構造基本調査では新たに郵送による提出方法も導入されたところであり、引き続き国に要望・働きかけを行ってまいります。</p>
5	空き家利活用促進に向けた鳥取県移住定住推進交付金の改善等について	<p>新型コロナウイルス感染症により、都市部から田舎への移住を検討される方が多くなっていますが、移住希望者の要望に応えられる空き家のマッチングに苦慮するケースも多くあります。老朽化の進行により多額の大規模改修を要するもの、仏壇・神棚などの家財道具の残存により他者への提供がはばかられているものなど、空き家の増加に対して空き家バンクの登録が不足しており、そのような空き家が年数経過とともに特定危険空き家に認定されるといった事案も発生しています。</p> <p>また、鳥取県移住定住推進交付金は、県外者が移住に際し新築した場合に対象とされていますが、鳥取県への移住と同時に居宅を新築することは移住者にとってハードルが高くなっています。</p> <p>つきましては、空き家所有者や移住定住希望者の経済負担を軽減するとともに、優良な空き家が朽ちる前に利活用がなされるよう、「移住定住推進交付金（移住定住者等への住宅支援）」の補助対象者を県外の移住者等だけでなく、県内の移住者も対象となるよう補助要件を緩和していただくとともに、移住者が移住後一定期間内に新築した場合も補助対象となるよう、制度の拡充をお願いします。</p> <p>加えて、空き家バンクに登録された物件の賃貸借・売買契約が成立した際の所有者への促進補助金の創設をお願いします。</p>	交流人口拡大本部 (ふるさと人口政策課)	<p>空き家対策について、県は、鳥取県宅地建物取引業協会、鳥取県建築士会などの不動産に関わる専門家団体により設立された「とっとり空き家利活用推進協議会」に特別会員として参画し、協議会と連携した取組を進めるとともに、県の東部、中部、西部それぞれの地区に「とっとり暮らし住宅相談員」を配置し、空き家所有者や移住希望者等からの空き家の利活用に向けた様々な相談対応や、空き家バンクへの登録促進に向けた活動を行っているところです。</p> <p>移住定住における空き家活用の促進については、「鳥取県移住定住推進交付金」等により、市町村の取組や、移住者、空き家所有者に対する住宅の建築、修繕等などへの支援を行っているところであり、県としてはお進捗する本県の人口減少対策として、県外から本県への移住定住支援を行っていることから、当該交付金での支援は引き続き県外からの移住者を対象とした支援としたいと考えますが、本交付金の交付申請等に当たっては、これまで以上に市町村と連携を図り、事前の情報共有、迅速な認定を行うことで市町村や移住者の負担や機会損失を減らしてまいります。</p> <p>なお、空き家バンク登録物件の賃貸借・売買契約成立時の所有者への補助については、空き家バンクの運用により、活用されていなかった空き家が移住者等との賃貸借や売買等につながることで空き家所有者へのメリット創出を果たしていると考えており、引き続き移住者等とのマッチング強化を進めてまいります。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
6	宅地造成事業に対する支援について	<p>移住希望者に対する住宅確保策として、町村では空き家等の活用を促進していますが、需給のミスマッチもあり中古住宅の活用が進んでいません。また、新築住宅のニーズにも対応できない状況です。</p> <p>民間資本による開発は、需要の少ない地方への資本投入は敬遠される傾向にあり、自治体による宅地造成事業は、財政力の弱い町村には限界があります。</p> <p>つきましては、町村への投資意欲を高揚させるため、民間事業者が行う宅地造成事業に対して、費用の助成をお願いします。</p>	交流人口拡大本部 (ふるさと人口政策課)	<p>移住者の受入先としては、既存住宅ストックである空き家等を活用することも地方における深刻な課題と認識しており、県では、空き家や中古住宅を活用した市町村の行う移住定住の取組等を「鳥取県移住定住推進交付金」等により支援しています。</p>
7	サイクルツーリズムの推進について	<p>鳥取県でもナショナルサイクルルート指定に向けた取り組みが本格化しているところであり、町村もこれに連携して、広域でサイクリング環境の整備を図っていく必要があります。</p> <p>周遊ルートを整備してサイクリストの誘客を促し、地域活性化に結び付けるなど、経済効果を高めていくため、サイクルツーリズムの環境整備を行っていくことが急務ですが、町村では財源確保が難しい状況にあります。</p> <p>周遊ルートは町村道と県道にまたがるものも多いため、サイクリング環境を面的に整備して繋げていくには、県道部分のみではなく関連する町村道と一体整備として進めることにより、その効果は高まるものと期待されます。</p> <p>また、自転車活用の推進に向けた取り組みを進めるうえで、自転車と公共機関との連携は重要です。自転車を折りたたんで乗車できるのは一部の自転車に限られる状況であり、自転車をそのままの形で乗り入れ可能なサイクルトレインやサイクルバスの運行の必要性は極めて高いものと考えられます。</p> <p>つきましては、町村が設定したサイクリングルートについて、町村道部分の整備促進及びこれらの経路や距離に関する路面標示・案内看板等の設置や維持管理費用を含めた財政的支援をお願いします。</p> <p>加えて、公共交通機関に対し、サイクルトレインやサイクルバスの運行について、積極的な働きかけをお願いします。</p>	交流人口拡大本部 (観光戦略課)	<p>本県へのサイクリストの誘客を促し、圏域周遊等による地域活性化につながるためには、ナショナルサイクルルートの指定を目指している「鳥取うみなみロード」の整備に加えて、市町村や観光・商工団体等が行う域内を巡る周遊ルートの整備・設定が不可欠と考えます。</p> <p>域内を巡る周遊ルートの整備に当たっては、国の「社会資本整備総合交付金」を活用いただくこととしております。</p> <p>また、サイクルトレインやサイクルバスは、サイクリストのレベルやニーズに応じた多様な楽しみ方の提案につながることから、公共交通機関に対し、市町村など関係機関と連携して運行を働きかけます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
8	県補助金の市町村負担の見直しについて	<p>町村は、基礎自治体として独自課題や住民の福祉向上のため、人口減少により留保財源(自主財源)が減少する中、財源を捻出して必要な施策を実施しています。</p> <p>県においては、市町村に協議が行われることなく「市町村と協調」として生活困窮者に対する光熱費助成や燃油高騰対策特別金融支援事業補助金等の市町村に義務負担を求める県民向けの間接補助金が創設されています。最終的な県制度の活用は各市町村の判断によるものですが、県制度が公表されることで、町村は予算化することを余儀なくされるのが実態であり、結果、町村の留保財源は逼迫し町村独自施策に多大な影響を及ぼしています。</p> <p>また、鳥取県内修学旅行等支援事業費補助金など県制度を間接補助とされることで、町村の予算措置だけでなく申請受付から交付、県への補助金手続きなどの事務が生じています。県民を対象とした県制度にあつては、対象者に応じて県と市町村との連携は必要ではありますが、その人件費を含む事務経費は県からの財政措置もなく町村の業務及び財政を圧迫しています。</p> <p>つきましては、広域自治体である県が行う県民の福祉向上のために必要な施策について、市町村の義務負担を原則廃止し、市町村の上乗せ補助は市町村の判断に委ねるとともに、間接補助金の必要性を県民の利便性、市町村の業務負担などの視点で総点検し、必要性の低いものは、県により直接交付を行う制度へ見直し、間接補助制度を継続する場合は個々にその理由を示していただくようお願いいたします。</p> <p>また、県制度により市町村に事務負担が生じる場合、その制度内容に応じて地方財政法第28条の趣旨を鑑み、事務経費の財源について市町村へ措置いただくようお願いいたします。</p> <p>加えて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の配分について、県で実施が困難な住民への個人給付事業などの経費については、市町村へ配分する配分方法に見直すよう国に対して働きかけをお願いします。</p>	総務部 (財政課)	<p>市町村を通じた行政サービスを提供することが現実的、効果的と考えられる分野については、事業の実施について市町村が主導し、県は財政面で市町村を応援すべきものと考えていますが、事業の実施状況や現場などからの意見を踏まえ、適宜対応しているところです。</p> <p>今後も、市町村負担を伴う県事業については、市町村の意見もよく踏まえて、事業の背景や性質など、個々の事業に応じて適切に判断していきます。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、全国知事会等を通じて、国に対して、必要な財源措置や対象事業の拡大等について要望しているところです。</p>
9	社会保険診療に対する控除外消費税の負担軽減措置について	<p>病院事業の運営において、設備、薬品、診療材料費、清掃や給食などの委託業務は消費税の課税対象である一方、診療報酬は社会政策的配慮から非課税取引とされているため、患者から消費税は徴収できません。</p> <p>国は、診療報酬や薬価等を設定する際には、点数に上乗せして改定しているとの説明ですが、実際は、支払った消費税と点数に反映されている上乗せ部分の比較が困難な制度であるため、医療機関の多くは損税の額を正確に把握できていないのが実情です。</p> <p>つきましては、次の診療報酬改定において、診療報酬への消費税分の上乗せについての検証がしっかりと行われ、医療機関の形態にかかわらず100%補填される診療報酬制度にするとともに、診療報酬での対応に限界がある場合は、医療機関の経営の安定化につながるよう、抜本的改善策を講じ、国民の健康と安心を担う医療機関に配慮した制度となるよう国に対して働きかけをお願いします。</p>	総務部 (税務課)	<p>本県では、消費税の負担が医療機関等の経営を圧迫している実情を踏まえ、抜本的解決を図るよう、平成28～30年度に国へ要望を行ってきたところです。</p> <p>令和元年10月に報酬改定が行われましたが、平成31年度与党税制改正大綱において、改定後も継続的に補てん状況を調査し、その結果を踏まえ必要に応じて配点方法の見直しなどの対応をしていくことが示されており、厚生労働省の専門部会において実態把握が進められた結果、令和4年度診療報酬改定においては配点方法の見直しは行わず、引き続き消費税負担額と診療報酬の補てん状況を把握して検証を行うとされています。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
10	マイナンバーカード交付率を地方交付税へ反映することについて	<p>マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用され、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための制度として国が積極的に推進していることから、町村でも財源を確保し、人員を配置してマイナンバーカード交付推進の取り組みを行っています。</p> <p>町村では、休日の申請交付窓口の臨時開設や開設時間の時間外延長、各イベントでの広報、臨時受付、出張申請の受付などあらゆる機会をとおして普及率向上の取り組みを継続していますが、すべての住民の理解を得るには難しい状況です。</p> <p>こうした中、政府ではマイナンバーカード交付率を地方交付税の算定に反映させたいとされましたが、地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方の固有財源であり、国の施策であるマイナンバーカードの普及は考慮すべきではないと考えます。</p> <p>つきましては、マイナンバーカード交付率の地方交付税への反映は、交付税制度の趣旨に反するため、国に対して反対の要請をお願いします。</p>	地域づくり推進部 (市町村課)	<p>普通交付税の算定において単純に市町村のマイナンバー交付率を乗じるといった方法は、普通交付税の財政調整機能を損なうものと考えます。</p> <p>そのため、普通交付税の算定に当たっては、地域のデジタル化に係る財政需要を的確に反映するなど、地域の実情に即した算定方法となるよう11月15日に総務省に対して要望を行いました。</p> <p>要望の結果、令和5年度地方財政対策において、「地域デジタル社会推進費」が令和7年度まで延長されるとともに、500億円増額され2,500億円措置されました。</p> <p>この増額分は、これまでの2,000億円とともに、すべての市町村の基準財政需要額を増額するものであり、地域のデジタル化に係る財政需要を踏まえた措置となりました。</p>
11	マイナンバーカードの交付管理に関する支援の継続と利用促進について	<p>マイナンバーカードの普及促進については、国全体で「令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ること」を目指しており、市町村においても、日々様々な工夫を凝らし取り組んでいるところです。</p> <p>こうした中、市町村はマイナンバーカードの交付管理において、国からの「個人番号カード交付事務費補助金」などを活用し人的体制を確保するとともに、関連機器の保守管理を行っていますが、鳥取県全体での交付率は低く、全県民への普及にはほど遠い状況にあります。</p> <p>国の進める令和4年度末の「全国民に行き渡る」という目標に向かっての努力は惜しみませんが、現場の状況を見ると現実的には難しいところがあり、引き続き令和5年度においても普及促進への取り組みは継続する必要があると考えます。</p> <p>また、マイナンバーカードを健康保険証としての利用できるようになっておりますが、一部の医療機関、薬局でしか利用できないため、健康保険証とマイナンバーカードの両方を持ち歩かないといけないこと、マイナポータルで自身の受診状況等を閲覧したり所得税の確定申告における医療費控除の手続きに使用したりすることが不完全であること等、まだまだ課題が多い状況にあります。</p> <p>つきましては、県内市町村の状況を鑑み、令和5年度以降も永続的にマイナンバーカード交付管理のための人的体制が確保できるよう、また、申請管理に係る機器の十分な保守更新ができるよう、個人番号カード交付管理に係る支援の継続について国に対して働きかけをお願いします。</p> <p>加えて、鳥取県内全ての医療機関、薬局で、早急にマイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、国に対して働きかけていただくとともに、自立支援医療や特別医療についてもマイナンバーカードの利用ができるよう、国、県で検討を進めていただき、マイナンバーカードの更なる利便性向上を図っていただくようお願いします。</p>	総務部 (デジタル改革推進課) 福祉保健部 (医療・保険課)	<p>令和5年度以降のマイナンバーカードに係る財政支援については、令和5年度総務省所管予算概算要求において、市区町村におけるマイナンバーカードの円滑な交付のための体制整備の支援を実施するものとして、「マイナンバーカード交付事業費補助金」、「マイナンバーカード事務費補助金」などが計上されているところです。マイナンバーカードは、デジタル社会実現のための国家的な社会基盤であることから、マイナンバーカードの交付に係る取組への財政支援について、令和5年度以降も継続されるよう、引き続き国へ働きかけていきます。</p> <p>医療機関や薬局におけるマイナンバーカード健康保険証の利用については、令和5年4月までに利用できるように対応することが義務付けられており、国が、医療機関や薬局に対し読み取り機器等の導入経費について支援制度を設け、対応を進めているところです。</p> <p>マイナンバーカードの利用の拡充については、現在、国において進められているところであり、これらの動きを注視していくとともに、自立支援医療及び特別医療におけるマイナンバーカードの利用について、その利便性及び必要性を踏まえ、必要に応じて国への要望について検討していきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
12	携帯電話不感地域解消について	<p>携帯電話は、今や固定電話と同様に日常生活に深く浸透しているほか、災害時・緊急時の通信手段としても重要な役割を担っています。</p> <p>また、情報化・DX化という観点からも、携帯電話サービスが1社も提供されていない不感地域の解消は大きな課題となっています。</p> <p>携帯電話の国内における不感地域は、携帯電話事業者自らの企業努力によるエリア整備や、基地局整備に対して助成を行う国庫補助事業を導入してきた結果、急速に解消されてきました。しかしながら、中山間地域では各キャリアの採算上の問題から、依然として不感地域として残されているエリアがあるのが現状です。また、各キャリアから発表されている不感地域と実際の不感地域に隔たりがあることも調査を通じて分かっています。</p> <p>国においては2023年度末に全居住エリアをカバーすることを掲げており、国の補助制度もありますが、現実的には各キャリアが請け負うことがなければ表現できません。</p> <p>つきましては、不感地域解消に向け、国に対して働きかけをお願いします。</p>	総務部 (デジタル改革推進課)	<p>昨年2月に、県内のデジタルデバイド解消を目的に、県と全市町村で実態調査を実施し、本年1月に調査結果を各携帯電話事業者へ情報提供するとともに、不感地区解消の要望を行いました。</p> <p>また、国が主催するデジタル田園都市国家構想実現会議及びデジタルインフラ地域協議会のほか、全国知事会を通じて国に対し同趣旨の提言を行ったところであり、引き続き、市町村や携帯電話事業者と連携し不感地区解消に取り組んでいきます。</p>
13	光ファイバ等施設の保守管理や設備の更新に係る支援制度の創設について	<p>総務省の「地域情報通信基盤整備推進交付金」等を活用し、公設民営方式で光ファイバ網を整備した町村にとっては、施設の保守や管理費用、また、耐用年数経過後の設備更新費用の負担が財政を圧迫する要因となっていますが、これらの費用負担に対する支援制度は創設されていません。</p> <p>また、新たに総務省から示された自治体情報セキュリティ対策に対応していくために、自治体情報セキュリティクラウドや地方公共団体情報セキュリティ対策を進めることによって、ランニングコストや耐用年数経過後の設備更新費用などIT関連にかかる費用は増大していくとともに、各サーバ及び端末等保守の更新時期を順次迎えます。</p> <p>さらに、ケーブルテレビやインターネット等の運営については、直営はもとより、第3セクターで運営している場合であっても、IRU契約による施設使用料を安価に抑えるなどコスト削減を図っても、実質的には赤字である場合がほとんどであり、機器等の更新による多額の経費負担、財源の確保に苦慮している現状です。</p> <p>つきましては、情報基盤を継続・維持するためにも、国による支援制度の創設と、経常的な費用の負担軽減のための地方交付税措置を、国に対して働きかけをお願いします。</p>	総務部 (デジタル改革推進課)	<p>先んじて情報通信基盤（光ファイバ網）の整備を進めた自治体では、通信機器の更新及び維持管理に膨大な費用を要することとなっているため、公設の光ファイバ網設備の維持管理費に係る新たな支援制度の創設について、国へ要望を行うとともに、デジタル田園都市国家構想実現会議や知事会においても同趣旨の提言を行っています。</p> <p>光ファイバ整備に係る維持管理費の赤字補填として、財政力指数に応じて赤字額の最大1/2が補填される特別交付税制度がありますが、今後も、市町村と連携して、情報通信基盤の維持管理に係る支援を充実するよう、引き続き国へ働きかけてまいります。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
14	「部落差別の解消の推進に関する法律」の具体化について	<p>部落差別のない社会の現実をめざした、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、6年目を迎えています。法律施行後も結婚や就職等での身元調査や土地の売買に係る土地差別、そして、インターネットによる差別書き込み等、悪質な差別事象が発生しています。</p> <p>特に、インターネット上での書き込みは深刻であり、鳥取ループ・示現舎による「部落探訪」は、全国にある同和地区を訪れ、写真を撮影し、インターネット上に掲載して差別を助長、拡散しているなど、部落差別の解消に向けて、「部落差別の解消の推進に関する法律」の具体化が課題となっています。</p> <p>つきましては、差別、人権侵害を禁止する法の整備は喫緊の課題であるため、差別を行った場合の罰則法令の整備、インターネット上における差別記載の削除要請及び「人権委員会」の設置について、引き続き国に対して働きかけをお願いします。</p> <p>加えて、部落差別を解消するために必要な調査項目を検証・整理し、被差別部落の実態、県民の意識の実態について分析のできる実態調査を県が主体となり市町村と協体制を取り実施するようお願いします。</p>	総務部 (人権・同和対策課)	<p>インターネットを利用した部落差別をはじめとする様々な人権侵害事象を解決するため、法整備も含めた実効性のある救済制度を早急に確立するよう、今年度も4月及び7月に総務省及び法務省に要望を行いました。また、全国知事会を通じて同様の要望を行っており、引き続き国の動向を注視しながら要望を行っていきます。</p> <p>部落差別を解消するための実態調査については、県としても隣保館を通じた調査や人権意識調査等を実施し実態を把握するよう努めていますが、今後どのような調査が必要であるか等も含め、市町村と情報共有しながら検討していきたいと考えています。</p>
15	米軍機等による低空飛行訓練の中止について	<p>米軍機が行う低空飛行訓練の中止については、鳥取県知事から防衛省に対して要望していただいているところであり、中国地方知事会で共同アピールとして採択されている経過もあります。</p> <p>しかしながら、米軍機または米軍機と思われる低空飛行訓練は昨年と比較して減ってきてはいるものの、自衛隊輸送機の低空飛行、さらに令和4年4月12日にはオスプレイ2機が若桜町上空を飛行するなど、地域住民から不安の抗議が寄せられています。</p> <p>低空飛行訓練ルートは、住宅地であり、病院や診療所・こども園・養護老人施設等が存在しております。また、ドクターヘリ、防災ヘリなどの飛行ルートが重なり、衝突やニアミスの危険性も懸念されます。</p> <p>つきましては、国の責務として騒音に関する実態調査の実施や飛行訓練が関係自治体の意向を無視して実施されないよう要望いただくとともに、騒音測定器の設置に関して強力な要請をお願いします。</p> <p>加えて、令和4年6月1日に自衛隊輸送機から部品落下事故の報道がありました。その輸送機は県内上空を通過した機体と思われ、管理体制の見直しや再発防止の徹底についての要請をお願いします。</p>	地域づくり推進部 (市町村課)	<p>在日米軍の飛行訓練については、国の責任において騒音測定器を設置し、実態の把握に当たるとともに、訓練時の飛行区域や高度などを定めた日米合同委員会合意事項の遵守や住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置することなどを、本年8月2日に外務省及び防衛省に対して要望したところです。低空飛行の目撃情報は増加しており、改善の兆しが見られないことから、引き続き、米軍の機飛行訓練等に対して国の責任で必要な措置を講ずるよう、全国知事会等とも連携し、要望してまいりたいと考えています。</p> <p>また、県として、自衛隊航空機の部品落下に関する再発防止について、再三にわたり申入れを行うとともに、安全・安心対策に万全を期した運用を国に要望しているところですが、これからも機会を捉えて国に求めてまいりたいと考えています。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
16	病院事業にかかる交付税等の財政支援について	<p>地域医療の提供にあたり、へき地医療、小児医療、救急医療といった不採算部門の維持など自治体病院が担う役割・責務は大変重要であります。こうした地域医療を支えるために地方交付税が措置されていますが、十分な算定額となっておりません。さらには、医師・看護師の働き方改革への対応や会計年度任用職員制度により人件費が増加しています。</p> <p>また、国は、高齢社会に向け、地域包括ケアシステムを推進しており、中小自治体病院では、基盤整備及び人材確保などの投資を行ったうえで、他職種連携による施設医療と在宅医療を提供することで地域包括医療に注力しています。</p> <p>つきましては、地方交付税は病院事業の運営・経営に重要な役割を果たしていることから、現行の項目の継続と所要額の確保、更に地域包括医療ケアを評価する項目が創設されるよう国に対して働きかけをお願いします。</p>	地域づくり推進部 (市町村課)	<p>自治体病院が担う役割を鑑み、社会経済情勢に即してその所要額を確実に確保するとともに、公立病院に対する制度的・財政的支援をはじめ、地域医療の確保のために必要な措置の充実を図ることについて、全国自治体病院開設者協議会が関係省庁へ要望しているところです。</p> <p>また、地域包括ケアシステムの実現に向け、自治体病院が中核的な役割を担っていることから、訪問診療や訪問看護などの在宅医療の充実や多職種連携などの地域包括ケアシステムの推進に係る交付税措置を拡充することについて、本県から厚生労働省へ要望しました。</p> <p>今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>
17	情報公開審査会の共同設置について	<p>昨年の個人情報保護法の改正に伴い、現在、県主導で市町村の個人情報保護条例の統一に向けた検討が行われ、それにあわせて、各市町村で設置されている個人情報保護審査会についても、県内での共同設置が検討されています。</p> <p>その一方、各市町村の情報公開条例に基づく情報公開審査会については、個人情報保護審査会と類似の審査会ではありますが、県では共同設置を検討しないの方針です。</p> <p>各市町村の情報公開制度については、個人情報保護条例のように国の法律に基づくものではなく、また、情報公開審査会は各市町村の条例に基づいて設置されているものですが、情報公開制度において市町村の取扱に差異はないと考えており、情報公開審査会の共同設置を行うことで、効率的で適切な運用が期待できます。</p> <p>つきましては、情報公開審査会についても、個人情報保護審査会と同様に共同設置をお願いします。</p>	地域づくり推進部 (県民参画協働課)	<p>御要望にもあるとおり、市町村等との情報公開審査会の事務の共同処理は、県全体で見た場合、効率的かつ適切な運用に資するものであると考えています。</p> <p>しかし、新たに市町村等と情報公開審査会業務を共同処理することに伴う業務量等を精査し、個人情報保護審査会と同じ令和5年4月に県の人員体制を整えることは困難であることから、今後の課題とし、共同処理を希望する市町村等と意見交換を行うなど、検討を進めていきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
18	特定地域づくり事業の推進に向けた制度の見直しについて	<p>特定地域づくり事業制度は働き手及び雇用先の確保として非常に有用である一方、中山間地の実情に合わない部分があります。</p> <p>特定地域づくり組合の事務局運営費は、1/2を市町村、残り1/2は組合を構成する事業所が負担するとされていますが、中山間地の組合は加入する事業者数が少なく、運営費の1/2を加入事業所で賄おうとした場合、1事業者あたりの費用負担が多くなります。</p> <p>また、出資金については、中小企業等協同組合法第10条により、1事業所の出資は出資総口数の25%を超えてはならないとされており、出資額は出資の少ない事業所と足並みを揃えざるをえず、必要額の確保が難しい状況です。町村負担（補助金、寄付金等）により必要額の残りの部分の確保を図るとした場合、補助金、寄付金等に法人税（税率15%）が課税されます。</p> <p>更に、中山間地の自治体の多くは働き手不足に悩む建設業者を抱えており「建設業」は労働者派遣の適用除外業務にされているため、この特定地域づくり事業が利用できません。加入事業所の少ない組合では、雇用を確保するため加入事業者以外への派遣に頼らざるを得ません。</p> <p>つきましては、事業所運営費の負担割合を減じ、軽減部分について国補助や地財措置のかさ上げについての働きかけをお願いします。</p> <p>加えて、組合の安定運営のため、出資金25%上限の緩和、又は法人税課税の特例措置を講じていただくとともに、年間を通じた雇用確保のため、労働者派遣の適用除外及び2割の制限緩和について、引き続き国に対して働きかけをお願いします</p>	地域づくり推進部 (中山間地域政策課)	<p>市町村における特定地域づくり事業協同組合制度の活用について、本県では、独自の運営費助成を導入するなど、その推進に力を入れています。</p> <p>本制度の実際の活用には、労働者派遣法に基づき、建設業務等への派遣禁止、中小企業等協同組合法に基づき、出資金25%上限、員外利用2割上限の規制が設けられておりますが、それぞれ、建設労働者の雇用改善の観点、派遣労働者の保護の観点、組合員の公平性担保等の観点及び組合が組合員奉仕を目的として設立される事業体であるという観点から規制が設けられており、その緩和には慎重な検討が必要ですが、過疎地域等の実態を踏まえていただけるように働きかけたいと考えております。</p> <p>なお、出資金に関して、国は、市町村が事業者の出資金負担を軽減するため補助等を行った場合に2分の1（上限300万円）を特別交付税で措置することとしています。</p> <p>おって、加入事業所が少ないことによる課題への対応と併せて、県内での事業活用が図られるよう、市町村と連携しながら、事業所や地域運営組織などに対して制度周知を行い、より広域的な組合を促すなど、一層の事業推進に取り組んでまいります。</p>
19	タクシー利用費助成制度に対する県補助制度の拡充について	<p>町村では、高齢者で運転免許証を有していない者、身体障害者手帳等を有している者及び介護保険認定者で運転免許証を有していない者を対象にタクシー利用費を助成しており、令和2年4月から県補助制度を創設していただきました。</p> <p>しかしながら、助成対象者は県補助要件に該当しない者が大半を占めており、特に「交通空白地に居住する75歳以上の者、障がい者又は要介護者若しくは要支援者」については、極わずかな割合となっています。</p> <p>つきましては、従前から単独で助成を実施している自治体に対して、既存制度による助成額の1/2を助成する等の制度拡充をお願いします。</p>	地域づくり推進部 (地域交通政策課)	<p>タクシー助成制度は利用者にとって利便性が高いものの高コストで財政的な負担が大きくなることから、町営バス等の乗合交通と組み合わせる活用を図っていく必要があると考えており、県のタクシー助成に対する支援制度は限定的な補助対象範囲としています。</p> <p>また、交通空白地であることから認められている乗合タクシーという制度は国の特別交付税の対象であることから、積極的な活用を図っていく必要がありますが、地域の実情・ニーズに応じたタクシー等のドアツードア型の移動手段の確保等に対する財政支援の拡充・創設について、令和4年11月15日に国に対して要望しています。</p> <p>ドアツードア輸送を定額制乗り放題で提供する方式の実証実験も行われており、このような利便性と効率性を両立させる交通体系の構築について研究を進め、県内市町村に情報提供・共有を図っていきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
20	地方路線バス維持確保に関する取組みについて	<p>地方路線バスは、利用者の減少や運転手不足により運行の維持が困難となっており、運転免許を持たない学生や高齢者など、地域に暮らす住民にとっては必要不可欠な移動手段であります。これまで、生活交通路線として必要なバス路線のうち、広域的・幹線的なバス路線の運行維持については、国の補助制度と併せて、県・市町村も補助制度を設け、運行の維持に努めてまいりました。</p> <p>そうした中、新型コロナウイルス感染症の拡大によりバス事業者は、利用者の大幅な減少による収入減、また、高速バスや貸切バス等の事業縮小の影響で、厳しい経営状況となっています。</p> <p>また、現行の補助制度において、国及び県の負担は、補助算定において当年の影響が直接加味されない点や上限が設けられているため、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく変わることはありませんが、事業者及び市町村は影響増額の大半を負担することとなります。地方路線バスの維持存続に市町村の負担が更に増加し、対応が出来ない場合においては、中山間地における移動手段の喪失につながり、地域の衰退がおこることも懸念されます。</p> <p>つきましては、地方路線バスの維持確保につながるよう国・県において、補助制度の拡充をお願いします。</p>	地域づくり推進部 (地域交通政策課)	<p>県では、地方路線バスの維持確保のため、路線バス事業者にバス補助金の概算払いや車両維持費の支援や燃油高騰対策としてエコタイヤ購入や燃費向上に資するメンテナンス支援等を実施しています。</p> <p>なお、現行のバス国庫補助制度が効果的・効率的な路線再編を進める際の抑制要因となっている側面があることから、補助制度の抜本的な見直しを行うよう、令和4年11月15日に国土交通省に要望を行っています。</p>
21	「鉄道ネットワークと利便性の維持について	<p>令和4年4月11日にJR西日本は、輸送密度（平均通過人員）が2千人/日未満の17路線30区間の収支情報を公表しました。当該路線は、大量輸送という観点で鉄道の特性が十分に発揮できていない状況とされ、鳥取県では、山陰線（浜坂～鳥取）及び因美線（東津山～智頭）が該当しています。</p> <p>JR西日本の社長会見では「何らかの結論ありきではない」としながらも、今後「地域公共交通計画」の策定などの機会に積極的に参画し、地域のまちづくりや線区の特性・移動ニーズをふまえて、鉄道の上下分離等を含めた地域旅客運送サービスの確保に関する議論や検討を幅広く行いたいとの発言がありました。路線の維持については、利用者の少ない路線や不採算路線だけでなく、収益路線と合わせてトータルで考える必要があります。</p> <p>また、令和3年10月及び令和4年3月のダイヤ改正では、減便及び快速列車を各駅停車とする見直しが行われましたが、本県では、平成15年に鳥取・米子間の鉄道高速化を目指して44億円（うち7.5億円が市町村負担）もの巨額の経費をかけて山陰本線の曲線整正を実施し、鳥取と米子を1時間（特急）で結ぶことが実現されています。</p> <p>住民の日常生活だけでなく、観光や地域振興においても重要な役割を担っている鉄道の減便や廃止は、利用者の利便性を損なうものとして更なる利用者離れの要因となり、地域そのものが衰退へ向かうことが強く危惧されます。更に、鉄道の高速化は観光誘客に不可欠なものとして、コロナ禍後の経済回復には必須の条件であります。</p> <p>つきましては、地域の鉄道路線を守るため、利用促進や利便性向上に向けた取組みをより一層推進していただき、JR西日本に対しては、収支以外にも全国的な鉄道ネットワークの意義や通勤や通院、通学など、地域交通の重要性などの理解を求めていただくとともに、経済的かつ利便性が高い鳥取・米子間の快速列車を維持し、山陰本線の高速化を後退させないためにも、令和3年10月及び令和4年3月のダイヤ改正に伴う減便等は、コロナ収束後に速やかに復活するよう、強力な要請をお願いします。</p> <p>加えて、国に対して積極的な関与と支援の働きかけをお願いします。</p>	地域づくり推進部 (地域交通政策課)	<p>県では、これまでJRに対して、県単独での要望のほか、中国地方知事会や関西広域連合など、あらゆる機会を捉えて、ダイヤの復活等の要望を行ってきたところです。一方で、JRに要望するだけでなく、地域が鉄道を必要なものとして利用し、支えていくことが必要であると認識しており、県民が一丸となって公共交通を利用促進する運動を実施しています。今後もこうした利用率向上のための活動を拡大させながら、便数の回復を求めていきます。</p> <p>また、JR西日本をはじめとする交通事業者代表と東部沿線自治体の首長で構成する「鳥取県東部地域交通まちづくり活性化会議」を令和4年7月26日に設置し、まちづくりの観点から、関係者と交通体系の構築について議論していくこととしています。</p> <p>さらに、国に対しては、鉄道ネットワークの維持・存続について積極的関与と財源の確保を含め必要な対策を早急に講じるよう、令和4年11月15日に国土交通省に要望を行っています。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
22	若桜鉄道の持続可能な運行に対する施設整備等支援について	<p>八頭町と若桜町では、平成21年度の上分分離導入時から若桜鉄道の第三種鉄道事業者として、線路・駅舎等下部の鉄道施設の保守管理を実施・費用負担しており、平成28年度からは、若桜鉄道の経営改善を強力に支援するため、両町が若桜鉄道の車両も町有化する上下分離方式へと変更し、これまでの下部の鉄道施設及び車両の保守管理を行い費用も負担しています。</p> <p>この鉄道施設及び車両の保守管理には国から補助金が交付されますが、国において各事業者の要望を充足するだけの予算確保がされないこともあることから、八頭町・若桜町では十分な予算配分が受けられない場合もあり、計画的な施設・設備の安全対策に支障を来しかねません。</p> <p>また、保有している車両4両のうち観光車両化した3両は、導入から35年が経過し、耐用年数も超過していることから、車両の更新が必要となります。</p> <p>つきましては、鉄道の安全輸送の実現に向け、国に対し十分な予算確保について働きかけをお願いします。</p> <p>加えて、車両の更新に対する新たな補助制度の創設・予算措置をお願いするとともに、鳥取県若桜線維持存続支援事業補助金について、車両の保守管理経費を補助対象経費に加えていただくようお願いいたします。</p>	地域づくり推進部 (地域交通政策課)	<p>県では、平成21年度の上分分離方式の導入時から、下部を管理する八頭町・若桜町の若桜鉄道施設の維持管理費の実質負担額の1/3を支援するとともに、観光列車化など利用促進のために必要な経費を支援してきており、基本的には、今後も上下分離方式の役割分担や若桜鉄道への出資比率等に従い、下部を管理する両町に対して支援（車両を除く。）を行っていくべきものと考えていますが、車両の更新は事業継続に係る重要な問題でもあることから、必要な施策について検討します。</p> <p>なお、国に対しては、本県も属する第三セクター鉄道等道府県協議会を通じて、毎年、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の予算確保、制度拡充等を要望しています。</p>
23	生活保護法における大学生等の保護適用について	<p>生活保護制度において大学等に進学する者については、すでに高等学校への修学によって得られた技能や知識によって、その能力（稼働能力）の活用を図るべきであることから、生活保護制度上は世帯分離措置によって取り扱うこととなっています。</p> <p>平成30年に文部科学省が公表した学校基本調査によると、全世帯の大学等（短期大学及び専門学校含む）の進学率は81.5%で年々上昇しており、大学進学は就業への技能・知識を取得する過程として一般的な修学課程となっています。</p> <p>一方、同年に厚生労働省が公表した生活保護世帯の進学率は35.3%と半数以下となっており、学歴の格差から賃金の格差が生まれ、貧困の連鎖に繋がっています。</p> <p>生活保護世帯から大学等に進学する場合、世帯分離により生活保護の支援はなくなるため、授業料は奨学金等を活用し、生活費はアルバイトにより賄うなど、不安定な生活が余儀なくされます。</p> <p>大学等に進学した生活保護世帯がありますが、経済的な理由から進学先は限定され、進学後もアルバイトを行い、大学の授業に専念することが難しい事例があります。</p> <p>つきましては、生活保護世帯から大学等に通う者の学生生活と大学生等を養う生活保護世帯の生活を保障し、安心して大学生活を送ることが出来るよう、大学等に進学する際の「世帯分離」をやめ、生活保護を利用したまま大学等に進学できるよう、生活保護法の見直しについて、国に対して働きかけをお願いします。</p>	福祉保健部 (福祉監査指導課)	<p>生活保護法における義務教育修了後の者への保護の適用については、国の処理基準である「保護の実施要領」に基づいて実施しており、「保護の実施要領」の改正要望については、毎年、県内福祉事務所との協議の場で意見を取りまとめ、国に要望しています。</p> <p>今回の要望についても、県内全福祉事務所と協議し、意見がまとまれば、「保護の実施要領」に対する意見として国に要望していきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
24	中山間地域における医療・福祉サービス提供体制の充実・確保に対する財政支援について	<p>中山間地域では、高齢化や人口減少が急速に進行しており、地域住民の命と健康を守り、安心して生活ができる医療・福祉サービス提供体制の充実・確保は大きな課題となっています。</p> <p>多くの医療機関は人口減少に伴い患者数が減少する中、施設・設備の老朽化に伴う修繕及び更新経費の捻出、医師や看護師等医療スタッフの確保など、厳しい運営状況にあります。</p> <p>さらに、コロナ禍における受診控えや、医療施設の感染防止対策に係る経費の増大等、経営状況の悪化は深刻さを増しており、このままでは医療機関の廃業・撤退が危惧されます。</p> <p>また、福祉サービス事業所についても同様に厳しい状況にあり、事業継続が困難となっています。</p> <p>つきましては、中山間地域における無医地域・福祉サービス空白地域の発生を防止するとともに、サービス提供体制の充実・確保、さらには施設の建て替え・修繕、医療機器等の更新及び新規導入経費等に係る支援について、事業承継以外の場合においても、支援対象から有床診療所の要件を外していただくよう、制度の拡充をお願いします。</p>	福祉保健部 (長寿社会課、医療政策課)	<p>少子高齢化が進む中、医療・介護・福祉を一体的に提供していく地域包括ケアシステムの構築に向け、各市町村の取組を支援しています。</p> <p>県では、無医地区を含めた中山間地域における医療提供体制の確保に向け、へき地医療拠点病院・へき地診療所等への設備整備や運営費に対する支援を行うとともに、へき地医療の現場で活躍が期待される医師の育成・定着やキャリア形成支援、看護職員の確保と県内定着等に取り組んでいるところです。休日・夜間の急な病気やケガについて、医師や看護師が助言を行う救急電話相談事業（#8000、#7119）を実施しており、症状に応じた適切な受診を促すことで患者・医療機関の負担の軽減を図っています。引き続き、これらの取組を実施するとともに、関係機関の御意見も伺いながら必要な対応を行ってまいります。</p> <p>なお、御要望いただいている国庫補助制度の拡充については、県内の支障事例等を踏まえた上で、必要に応じて国に対して要望してまいりますので、具体的な事例があれば、随時、県に御相談いただくようお願いいたします。</p> <p>また、介護分野においては、中山間地域における介護サービスの厳しい経営状況に鑑み、令和3年度に鳥取県訪問介護サービス緊急支援事業補助金を創設し、市町村と共同して運営費の支援を始めています。引き続き、中山間地域においても介護サービスを適切に提供できるよう、必要な支援策を検討してまいります。</p>
25	自治体病院の医師確保対策について	<p>自治体病院は、域内の総合病院として、急性期から慢性期の医療及び在宅医療を提供し地域医療を支えています。また、救急告示病院として地域住民への安心と安全の確保にも寄与しているところです。</p> <p>しかしながら、病院運営に必要な医師をなんとか確保している状況であり、派遣医師や嘱託医師の占める割合も高く、医師の高齢化も進展しています。</p> <p>予防から在宅、診療所のほか、地域の介護施設の回診業務や看取りなど、高齢化率が高い地域において安定的な医師確保は地域医療の原点と言えます。</p> <p>公共交通機関や開業医院も少ない地域において、訪問診療や在宅看取りの取組みも重要な業務となっていますが、携わる医師の負担が増えています。また、標榜診療科のすべてに常勤医師を確保することは難しいため、非常勤医師による診療科も多くなっています。医師派遣の指標となる常勤医の換算方法では非常勤医師による診療科の医師もカウントされることから、数字上で医師は充足しているとなりますが、実際には病棟・当直・在宅などに従事する医師は明らかに不足しており、現在の医師数では困難な運営状況です。</p> <p>つきましては、医師充足数の算定では非常勤医師による診療科の医師を除外し、常勤医を基準としたうえで派遣医師数を考慮していただくとともに、県立病院を含めた公立病院全体の安定的な病院運営のためにも卒後義務年限内の医師派遣のみでは無く、県あるいは地域による義務年限終了医師や地域医療をめざす医師の確保や派遣の体制整備を早急に講じていただきますようお願いいたします。</p>	福祉保健部 (医療政策課)	<p>自治医科大学及び鳥取大学特別養成枠（令和5年度は入学定員を1名増（5名→6名））を卒業した医師の派遣については、常勤換算後の不足数に依らず各市町村からの御要望や、各自治体立病院及び診療所の医師確保状況等を踏まえて決定することとしており、令和5年度以降の派遣についても、後期研修に参加する医師等の状況も勘案しつつ、各医療機関の要望を踏まえて派遣する予定です。</p> <p>また、地域医療に貢献する人材の育成・確保を推進するため、鳥取大学と共同で設置している「地域医療学講座」の取組を通じて、鳥取大学医学部医学生への地域医療マインドの醸成を図るとともに、派遣医師の指定勤務期間満了後の地域の病院への定着を促進するため、県においても、引き続き、各医師との個別面談等を通じて、県ドクターバンク制度や各種支援制度等の活用も促しながら、積極的な働きかけを行ってまいります。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
26	整形外科医師の確保について	<p>高齢化の進展とともに、変形性膝関節症などの整形外科対象疾患が大幅に増加しています。こうした疾患は近場の医療機関で定期的な受診が必要で、介護予防の観点からも適切な医療提供体制の構築が望まれます。</p> <p>整形外科開業医が多く立地する市部では一定の医療需要に対応できている面もあると思われますが、中山間地域はまったく不足あるいは医師の高齢化による診療科維持への不安が生じています。整形外科志望の医学生数は過去と比べてかなり少なくなり、まもなく高齢によりリタイアする整形外科医が多数生じると言われています。</p> <p>特に整形外科の病院勤務医の業務負担が非常に大きく、目の前の患者対応と働き方改革への対応の狭間で、将来の方向性が見えてこない状況があると考えます。</p> <p>つきましては、整形外科医の需給状況と加重的業務負担の実態把握を行い、整形外科医師の確保に向けた対策をお願いします。</p>	福祉保健部 (医療政策課)	<p>県内病院の勤務医の充足状況については、県地域医療支援センターによる調査等により、実態把握を行っているところであり、整形外科医については今後不足が見込まれる状況と認識しています。</p> <p>また、医師養成・医師派遣機能を有する鳥取大学医学部・附属病院関係者からも、整形外科医が不足する状況を踏まえ、県が診療科偏在対策として医師確保奨学金に設定している「特定診療科」に整形外科を追加するよう要望いただいたことから、本年10月に自治体立病院・診療所関係者とも意見交換会を開催し、整形外科医の確保対策について検討を開始したところであり、引き続き、鳥取大学関係者や自治体立病院等関係者と協議しながら進めていくこととしています。</p>
27	国民健康保険料(税)における子ども均等割の軽減について	<p>国民健康保険料(税)の賦課における子どもの均等割の軽減措置については、令和4年度から未就学児の均等割が5割減額されましたが、今回の改正では、軽減の対象が未就学児に限定されており、子育て世帯への負担軽減として充分ではありません。</p> <p>収入のない子どもに対する賦課については、医療保険制度間の公平性や子育て支援の観点から、対象年齢を18歳までに引き上げる等、さらなる見直しが必要と考えます。</p> <p>つきましては、子どもの均等割の軽減措置割合と対象年齢の拡充について、引き続き、国に対して働きかけをお願いします。</p>	福祉保健部 (医療・保険課)	<p>国民健康保険料(税)の子ども均等割の軽減措置については、法改正により令和4年4月から未就学児に係る国民健康保険料(税)の均等割額の5割を減額する措置が実施されましたが、対象となる子どもの範囲は未就学児に限定され、その軽減額も5割とされているため、対象範囲の拡充及び軽減割合の拡大について県としても7月25日に国に対して要望したところです。今後もあらゆる機会を捉えて継続的に国に対して要望を行ってまいります。</p>
28	就学後の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止について	<p>子どもの医療については、少子化対策として子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるように、医療費の自己負担分を補助する地方単独の医療費助成を実施しています。</p> <p>一方、国はこのような地方自治体による医療費助成(現物給付方式)の取り組みに対して、医療費の波及分は実施自治体が負担すべきものとして、本来国が負担すべき国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置を講じています。</p> <p>平成30年4月からは未就学児までの医療費助成について、国は減額措置を行わないこととしましたが、小学校就学後については従来どおりであり、地方自治体の少子化対策の取り組みを阻害していると言わざるを得ません。</p> <p>つきましては、就学前に限定せず、就学後の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置の廃止を国に対して働きかけをお願いします。</p>	福祉保健部 (医療・保険課)	<p>特別医療費の助成は、不必要な受診の機会を増やすものではなく、乳幼児をはじめ生活弱者等、真に医療を必要とする者が医療を受けやすくする制度であり、本来、国が全国的に行うべき子育て・少子化対策等に対する地方の自主的な取組であると認識しています。</p> <p>そのため、特別医療費の助成による国民健康保険国庫負担金の減額措置(ペナルティ)を廃止することについて、あらゆる機会を捉えて国に働きかけを実施しており、平成30年度からは、未就学児までを対象とする医療費助成については、ペナルティは行わないこととされました。</p> <p>今年度も国に対して7月25日及び11月15日にペナルティ廃止に向けての要望を実施しており、今後も国に対して積極的に働きかけを実施してまいります。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
29	幼児教育・保育の無償化による副食費実費徴収化に伴う副食費相当額の助成支援について	<p>令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により子育て世帯の負担軽減が図られましたが、これまで保育料に含まれていた3歳以上児の副食費は実費徴収化されました。</p> <p>子育て支援施策として、以前から県の補助制度を利用しながら独自に保育料の無償化及び軽減を実施してきた町村では、副食費の実費徴収化により負担増となる世帯が生じるため、独自に副食費の助成を行っています。</p> <p>つきましては、副食費も無償化の対象となるよう、引き続き国に対して働きかけをお願いします。</p> <p>加えて、副食費が無償化されるまでの暫定的な措置として、これまで保育料の無償化及び軽減の対象としてきた世帯に係る副食費の実費徴収部分は、新たな県の助成制度を設け、町村に対する支援をお願いします。</p>	子育て・人財局（子育て王国課）	副食費の実費徴収化は、幼児教育・保育無償化に伴い国の制度変更により生じたものであり、副食費部分についても国の責任において手当されるよう、令和4年7月に国へ要望を行いました。引き続き国へ働きかけていくこととしており、副食費の助成に係る県制度の創設は考えていません。
30	教員不足の解消について	<p>文部科学省が今年1月に公表した「教師不足」に関する実態調査によると、全国の公立小中高校などでは、2021年度の始業日時点で教員が2,558人不足し、1,897校で欠員が生じています。また、教員の正規職員率は全体で90%を下回り、育児休業、産前産後休暇の代替としての臨時的任用のほか、再任用や非常勤講師等で補っている状況です。</p> <p>国では教員不足の要因として、見込み数以上の必要教師数の増加と臨時的任用職員のなり手不足をあげ、教員採用選考試験における取組みの情報収集や発信、講師のなり手確保に向けた取組み、学校における働き方改革の推進など勤務環境の改善を含めた教職の魅力向上を掲げています。</p> <p>鳥取県においても今後10年間で約4割の教員の退職が見込まれる一方で、教員採用試験の志願者は長期的に減少傾向にある中、人材確保に向けて教員採用試験の関西会場の設置や年齢制限の撤廃、試験項目や内容の見直しなどを行われていますが、欠員のままでの運営を余儀なくされている学校もあります。</p> <p>つきましては、教員志願者を増やすため、教職員の働き方の見直し並びに処遇改善を行うなど、教員不足の解消への取組みをお願いします。</p>	教育委員会（教育人材開発課）	<p>教員不足が全国的・社会的な問題となる中、教員の確保については、大学説明会や移住説明会等の機会に加えて、SNSや動画配信を活用して鳥取県で教員になる魅力等の情報発信に努めており、また、令和元年度実施の教員採用試験から関西会場を設定するとともに、年々実施試験区分を拡大しつつ教員の質・量的確保を図っているところです。</p> <p>また、市町村教育委員会及び学校と連携して、令和3年4月に改訂した「新鳥取県学校業務カイゼンプラン」の取組を推進するとともに、教員業務支援員については、平成30年度から国の補助事業を活用して徐々に配置人数を増やし、本年度は市町村に55名の予算措置を行っているところであり、今後も配置拡大を検討するとともに国に対して財政支援を行うよう要望してまいります。</p> <p>なお、教員の給与が勤務実態に適合した制度となるよう、給特法の見直し等について、本年8月に国へ要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>
31	少人数学級制度の実施に伴う加配定数の拡充について	<p>国は令和3年度から7年度にかけて、小学校において35人を標準とする学級編制基準の運用を実施し、本県においては国に先行して新たな少人数学級の制度（30人学級）が段階的に実施されることとなり、学級数の増に伴う教職員の確保が課題となっています。</p> <p>しかし、県内ではすでに教職員不足が深刻化しており、また教職員の確保に苦慮されている中で、この制度の実施によりさらに教職員不足が進行することが懸念されます。</p> <p>また小規模校においても、大規模校と同様に教育課題は複雑化・困難化しており、それに対応した加配定数へ拡充をされないまま少人数学級制度を実施すると、それを補うため学校現場の負担がさらに増加し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や教職員の働き方改革が難しくなることを危惧しています。</p> <p>つきましては、少人数学級制度（30人学級）の実施にあたり、小規模な学校においても教職員や子供たちにマイナスの影響を及ぼさないよう加配定数の拡充に向けた取組みを進めていただくようお願いします。</p>	教育委員会（教育人材開発課）	<p>子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実による学習意欲の向上、学校生活や人間関係への円滑な適応等を図るため、市町村の協力のもと国に先行して実施してきた少人数学級について、令和4年度から年次進行で小学校全学年への30人学級を導入し、本県の将来を担う子どもたちのため「子育て環境日本一」の実現を目指して取組を進めていくこととしています。</p> <p>また、学校教育をめぐるニーズ・課題が複雑化・多様化する中、学校現場の働き方改革の推進により教職員一人ひとりが児童生徒の指導に専念できる環境を整えることができるよう、国に対して教職員定数の改善や教員業務支援員の配置拡充等について、本年8月に国へ要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
32	障がいに応じた特別な指導（通級による指導）のための教員の適正な配置について	<p>近年、インクルーシブ教育の推進を背景に、通級指導教室のニーズが高まっており、指導が望ましいとされる児童生徒がスムーズに入級できるような体制を整備しているところです。</p> <p>国の基準では、小中義務教育学校において、障がいに応じた特別な指導（通級による指導）の必要な児童生徒13名に対し、教員を1名配置することとなっておりますが、指導の必要な児童生徒が増加しており、適正な人員配置となっていません。教員が定数を越えた児童生徒を受け持ち、入級が望ましいと判断される児童生徒が入級を見送らざるをえない状況となっております。</p> <p>つきましては、障がいのある児童生徒一人ひとりが適切な教育を受けられるよう、通級指導教員を追加で加配していただくなど適正な人員配置をお願いします。</p>	教育委員会事務局（教育人材開発課、特別支援教育課）	<p>通級による指導の充実を図るため、国では義務標準法を改正し、通級による指導が必要となる児童生徒13人に対し教員1名を配置するための基礎定数化について、平成29年度から10年間で段階的に行っていますが、小中義務教育学校における発達障がい等の児童生徒数が増加傾向である実態を踏まえると、本県における教員の配置については、十分とは言えない状況です。</p> <p>県としては、通級指導担当教員について必要な基礎定数化、加配措置を着実にを行うよう、引き続き本年8月に国へ要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>
33	医療的ケア児の就学に対する支援について	<p>令和3年9月の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行により、医療的ケア児及びその家族への支援等、日常生活及び社会生活を社会全体で支える理念が明確に示され、今まで以上に人材の確保と医療的ケア児とその家族を支援する仕組みづくりの構築が必要となっております。</p> <p>しかしながら、市町村立学校等で医療的ケア児を受け入れるにあたっては、町村単独で医療行為の可能な看護師等の人材を確保することは困難な状況があり、大きな課題となっております。</p> <p>つきましては、医療的ケア児の受入に係る町村の人的、経済的負担軽減を図り、医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実を図るため、国において看護師等の人材を確保する仕組みの創設と看護師に対する補助率の嵩上げ、児童生徒支援員等の補助対象経費への算入など、町村の財政負担軽減のための予算確保をお願いします。</p> <p>併せて、医療的ケア児を受け入れるための町村立学校等の施設整備費・改修費及び物品等の購入に係る経費の補助制度の創設をお願いします。</p>	教育委員会（教育人材開発課、特別支援教育課）	<p>特別支援学級を含め市町村立学校への就学は、施設・設備の整備や職員体制等を含め受入れが可能と判断された上で市町村教育委員会が決定されているところですが、県としては、就学前の教育支援チームによる専門性の高い支援や助言、学校看護師や教職員に対する医療的ケアや理解啓発に関する研修、ガイドラインの周知等、市町村教育委員会と連携しながら、必要な支援の充実に努めていくとともに、特別支援教員の充実に向けた定数改善等について、本年8月に国へ要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p> <p>なお、看護師の件数については、国庫補助対象事業（教育支援体制整備事業費補助金）の活用を御検討ください。県としても看護師等の配置に係る財政措置の拡充について、今後も引き続き国へ要望していきます。</p> <p>また、学校施設の改修等については、国庫補助対象事業（障害児対策の補助事業等）の活用を御検討ください。小規模な施設改修、設備改修や備品の整備等の財政措置の新設については、今後も引き続き国へ要望していきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
34	県立高等学校の再編について	<p>少子高齢化が進み、多くの町村が人口減少に直面しており、小学校、中学校の統廃合を行っています。しかし、学校は教育の場としての機能だけでなく、その地域の核としての役割を担う面も大きく、学校の統廃合においては、時間をかけ、保護者や地域住民、行政がそれぞれの意見を調整し、コンセンサスを得た上で実施することが重要であると考えます。</p> <p>小・中・義務教育諸学校は、統廃合があったとしても、それぞれの町村からなくなることは、ほとんどありません。しかし、高等学校は市部に設置されることが多く、中山間地域においては、同じ郡内にある学校を「地元の学校」として認知し、地域と学校が関係を深めてきた歴史があります。</p> <p>令和3年10月の鳥取県教育審議会答申では、「中山間地域の高等学校の学校規模や学級定員に対する考え方は柔軟であるべきであり、画一的に子どもの数が減少したという理由で再編を決めるのではなく、標準的な学校規模を縮小して設定することや、特色あるカリキュラム編成等での対応も含めた慎重な検討が必要である。」と示されています。</p> <p>ただし、答申は、令和8年度から17年度の期間を前提としたものであることから、令和7年度までの期間において、高等学校の再編が実施されることへの危惧が拭い切れない状況です。</p> <p>つきましては、令和7年度までの期間においても、県立高等学校の再編については、答申の内容を踏まえ、地域の核としての高等学校の意義や地域住民の声も含めて慎重に検討していただき、生徒数の減少を理由とした再編を行わないようお願いいたします。</p>	教育委員会 (高等学校課)	<p>平成28年3月に、平成31年度から平成37年度（令和7年度）までの本県高等学校教育における基本的な考え方や施策展開の方向性を示した基本方針を策定しており、この基本方針の中で、生徒数の減少に対しては、原則として学級減で対応することとしています。</p> <p>令和3年10月に令和8年度以降の本県高等学校教育についての在り方について県教育審議会から答申を受け、現在この答申に基づき、令和8年度以降の県立高校の在り方を検討しているところであり、それを踏まえながら令和7年度までの在り方についても併せて検討しています。</p> <p>同答申においては、1学年当たり3学級以上を標準とすることが適当であり、普通学科、専門学科をバランスよく配置すること、中山間地域においては、標準的な学校規模を縮小して設定することや、特色あるカリキュラム編成等での対応も含めた慎重な検討が必要であることとされており、それらを踏まえながら、今後の県立高校の在り方について検討していきます。</p>
35	学校給食費の公的支援について	<p>原油価格の高騰や世界情勢等の影響により、様々な物の値段が上昇している中、学校給食の食材にかかる経費も上昇し続けており、今後もさらなる高騰が予想されます。</p> <p>これまでも多くの町村において、地域の実態に応じて給食費の保護者負担を抑制・軽減するための支援を実施してきました。しかし、どの町村においても、継続的に財源を確保し、手厚い支援を継続することは難しい状況です。</p> <p>一方、認定こども園・保育所・幼稚園における3～5歳児の給食費については、子ども・子育て支援新制度の導入により、年収360万円未満相当世帯や、全世帯の第3子以降は、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除され、それに加えて、各町村が独自の支援を実施するなど、国の制度と各町村の施策によって幅広い支援が実現されています。</p> <p>これらのことを踏まえ、義務教育段階における学校給食についても、全国一律の新たな支援制度を設けることは、保護者の経済的負担を軽減し、子育てを社会全体で支えるという考え方に基づいた少子化対策としても意義の大きいことだと考えます。</p> <p>つきましては、学校給食費の無償化や給食費軽減のための補助金制度の創設等、公的支援の拡充を国に対して働きかけをお願いします。</p>	教育委員会 (体育保健課)	<p>公立小中学校における給食費（食材料費）の支援については、学校給食法の規定により、保護者が負担することになっていることを踏まえ、学校設置者である各市町村教育委員会が、各地域の実情に応じて判断・決定されているところです。</p> <p>その上で、この度の食材等の高騰による値上げ分については、市町村にも交付される「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」の対象になることから、県教育委員会ではその活用を促し、多くの市町村教育委員会で実情に応じて保護者負担の軽減に活用していただいています。</p> <p>学校給食への補填については、三位一体改革により平成17年度から国の補助の廃止、税源移譲・地方財政措置が行われたところですが、今後も食材等の高騰が懸念されることから、公的支援の拡充について国へ働きかけていきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
36	ツキノワグマ錯誤捕獲時の対応基準の見直しについて	<p>ツキノワグマの扱いについては、人身被害や農林業被害の軽減を図るとともに地域個体群の安定的維持と人との棲み分けによる共存を目指して、「鳥取県第二種特定鳥獣管理計画」によって基本的な行動指針が示されています。</p> <p>これまで、保護・管理を目的に様々な方策が実践された結果、ツキノワグマの生息実態調査（令和2年度）において推定個体数（364頭）は増加傾向にあること、また、近年は県内でも出没情報数・捕獲数が以前より高い水準で推移していることから、ツキノワグマとの遭遇による人身被害が懸念されます。</p> <p>同管理計画で設定されているツキノワグマ出没等対応基準によれば、「人の生活ゾーン（市街地・集落・農地及びそれらの境界から概ね200mの区域）」外での錯誤捕獲発生後の処理は、原則、放獣とされていますが、山間部では林道網を生活道として活用しており、昨今の出没場所や頻度に鑑みて、この基準（距離）ではその懸念が払拭されるとは到底思えません。</p> <p>つきましては、放獣場所付近で暮らす住民の安心・安全な生活環境を確保することを最優先に考え、「人の生活ゾーン」の区域を拡大し、捕獲現場の状況により人身被害が発生すると町村が判断した場合には、速やかに殺処分を可能とするなど、柔軟な適用をお願いします。</p>	生活環境部 (緑豊かな自然課)	<p>錯誤捕獲については原則放獣としていますが、人身被害発生の危険性が高い場合は、住民の安全を最優先し「人の生活ゾーン」に限らず町村と県で協議の上で殺処分を実施していることから、「人の生活ゾーン」の拡大は考えていません。クマの個体群を適正に維持するため、殺処分又は放獣の判断については引き続き県と協議を行っていただくとともに住民の安全を考慮した放獣場所の選定をお願いします。</p>
37	地方消費者行政強化交付金の恒久化について	<p>消費者行政につきましては、消費者の安全・安心の確保を図るため、市町村では消費生活相談窓口を設置し相談業務にあたっております。また、国の交付金を活用し、住民の相談に対応しているところですが、交付金の適用期間が終了となる事業もあります。</p> <p>しかしながら、消費者行政を取り巻く環境は、架空請求や訪問販売等に伴う高齢者からの消費生活相談など相談件数は年々増加傾向にあり、専門的な相談対応を継続・充実する必要があります。</p> <p>つきましては、引き続き相談業務を円滑に実施するため、交付金の恒久化を国に対して働きかけをお願いします。</p>	生活環境部 (消費生活センター)	<p>消費生活相談等の消費者行政は自治事務とされており、平成21年度から消費者行政経費が地方交付税に増額算定されています。こうした消費者行政経費の一般財源化の趣旨を踏まえ、全国知事会及び県は、国交付金のうち消費生活相談員の配置経費に充当できる「推進事業」については、活用期間までの所要額の確保と消費生活相談員の人材確保、養成の推進に向けた制度拡充を国に要望しています。</p> <p>また、国交付金のうち、成年年齢引下げへの対応、消費者安全確保地域協議会の構築など、重要消費者政策に係る経費に充当できる「強化事業」については、県及び市町村による地域の実情に応じた取組が可能となるよう用途の拡充や交付率の嵩上げなど、制度の改善を引き続き国に要望していきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
38	住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業制度の拡充について	<p>本制度の目的は、貸付主体である町村に対し円滑な償還事務を支援するとともに、貸付金徴収における最大限の努力にもかかわらず回収が困難な債権が存在することにより、町村の財政を圧迫している状況を鑑み、事業実施に伴う町村の財政負担を軽減することにあります。</p> <p>これまで町村では、滞納者及びその保証人についての所在確認、相続人、物件等の調査をし、個別の対応策を進めていますが、貸付後の時間の経過とともに借受人が亡くなる等の事案が発生しています。相続が発生すると複数の相続人により、債務を共有することとなりますが、相続放棄や相続手続きが行われないことから、運用基準に示される「借受人からの償還が著しく困難」に該当しなくなるケースが発生しています。</p> <p>また、借受人が相当期間にわたって居所不明のため住民票の職権削除を行った場合や生活保護に準じた状態になった場合においても、先代分の相続放棄の手続きがなされていないこと等により、相続財産が借受人の財産に含まれる状態となり、制度の示す「借受人が差し押さえ財産を所有していない場合」に該当しないため、本制度が活用しにくい状況となっています。</p> <p>つきましては、町村が本制度を活用し、引き続き円滑な償還事務を執行するため、本制度の見直しや拡充を国に対して働きかけをお願いします。</p>	生活環境部 (住まいまちづくり課)	<p>本制度は、住宅新築資金貸付事業による貸付金の償還を推進するため、償還事務を行う市町村の財政負担の軽減を図ることを目的に、国及び県が市町村の償還事務に係る経費等に対して支援を行うものです。</p> <p>相続人調査、徴収事務及び強制執行等に係る費用については本事業の助成対象となり、これを最大限活用していただき、なお回収が困難な場合には未償還額に対する助成を活用することができます。</p> <p>しかしながら、相続人が複数いることによって債権回収が困難となる事例などがあることから、これらへの対応策を検討するための相談会や研修会を開催し、市町村が円滑な償還事務を執行するための支援を行うとともに、必要があれば制度の拡充等について、国への働きかけも行いたいと考えています。</p>
39	中山間地域農業を守る支援について	<p>中山間地域における農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農業従事者の高齢化は年々進んでいます。また、中山間地の農地は区画が狭く急斜面で畦畔が広いなど、作業効率が悪い農地が多く、零細な経営規模の農家が多い傾向にあり、大規模かつ集約的な営農に適さないため、農地や農村環境の維持・保全是、困難を極めています。</p> <p>さらには、近年、全国各地で頻発しているゲリラ豪雨の場合、河川内の堆積土砂などによる農業用水路の濁水や土砂撤去など、以前では集落内で行われていた作業も人手不足や高齢化により限界を迎えています。</p> <p>国や県の既存制度（多面的機能支払交付金事業、集落営農体制強化支援事業、中山間地域を支える水田農業支援事業、しっかり守る交付金事業など）は、疲弊した中山間地域の実態に必ずしも合致するものばかりではありません。</p> <p>つきましては、規模拡大や経営発展支援のみならず、農機具等の修繕や農地の維持管理的な経費支援、農家の経営維持など、中山間地の農地や農村環境の維持・保全に向けた新たな事業制度の創設及び財政支援をお願いします。</p>	農林水産部 (農林水産政策課、農地・水保全課)	<p>県は農地や農業用施設の維持のために、土地改良施設等へのきめ細かな整備更新が可能となるよう引き続き支援を検討するとともに、農業者が行う営農活動に関して日本型直接支払制度による支援を推進しつつ、予算確保や制度の簡素化等について引き続き国に要望していきます。</p> <p>小規模農家については、中山間地域を支える水田農業支援事業等により機械導入等の支援を行っており、引き続き支援を行っていききたいと考えています。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
40	鳥獣被害防止対策の推進について	<p>令和4年度に鳥取県鳥獣被害総合対策事業の集落づくり支援事業の実施に向けて、集落ぐるみで獣害対策に取り組むこととしておりました。事業実施により狩猟者のサポートや地域住民の鳥獣被害対策に対する意識向上、ひいては地域コミュニティの向上に繋がるものと期待しておりましたが、予算上の問題からか事業要望に対する新規の事業採択が得られない状況となっています。</p> <p>国庫補助事業にも類似した事業がありますが、狩猟者のサポート体制構築には1町村あたり40人以上の協力者が必要であり、狩猟者の高齢化、過疎化や人口減少が進行し、集落規模が小さい自治体にはハードルが高く、県事業の方が取り組みを進めやすい状況にあります。</p> <p>また、近年、イノシシやシカなど有害鳥獣の捕獲数は増加していますが、依然として生息数が減少しておりません。県の調査では、現在の捕獲数を続けても将来予測では増加傾向との結果が出ており、必要とされるシカの捕獲数は、現在の2倍以上とされています。</p> <p>しかし、今後、高齢化等による猟師の減少に伴い、捕獲数が減少することにより、鳥獣被害の拡大化が危惧されます</p> <p>つきましては、集落づくり推進支援事業の事業継続と予算の拡充をいただくとともに、捕獲数及び侵入防止柵整備要望に見合った予算の確保及び配分を引き続きお願いします。</p>	農林水産部 (鳥獣対策センター)	<p>集落づくり推進支援事業については、市町村からの要望があれば、予算において検討することとしています。</p> <p>捕獲奨励金や侵入防止柵設置等の鳥獣被害対策に係る予算の確保及び配分については、令和5年度当初予算において検討します。</p>
41	森林整備等の推進について	<p>森林の持つ多面的・公益的機能の維持発揮のため、間伐及び老齢な人工林を更新し若返りを図るなどして、50～60年生程度に偏っている人工林の林齢構成の平準化を行い、適切な森林整備を進めることが急務となっています。</p> <p>一方、急峻な地形や岩盤が剥き出し状の森林では、林道の未開設等基盤整備の立ち後れが顕著なため、豊富な森林資源が活かされていない状況です。</p> <p>こうした中、森林環境税が令和6年度から創設され、これに先立ち、令和元年度から森林環境譲与税が地方自治体に配分され森林整備とその促進に充てられています。</p> <p>また、鳥取県においては平成17年度より森林環境保全税を導入し、手入れ不足の人工林の整備や、放置竹林の除去等を実施し、森林の持つ公益性機能を持続的に発揮させています。</p> <p>つきましては、令和5年度以降も森林環境保全税を継続し森林整備を推進するとともに、林業従事者の確保・育成に効果のある「森林整備担い手育成総合対策事業」の事業量確保をお願いします。</p> <p>加えて、「間伐材搬出促進事業」の補助単価の支援拡充と事業量確保及び林業機械等の購入及びリース・レンタル支援に必要な県単独事業の十分な予算確保をお願いします。</p>	農林水産部 (林政企画課、) 県産材・林産振興課	<p>森林環境保全税は廃止し、令和5年度以降は県民の参画と協働を一層推し進め、二酸化炭素吸収機能等の公益的機能が持続的に発揮される豊かな森づくりを進めるため、新たな「豊かな森づくり協働税」を12月議会に提案しました。</p> <p>また、「森林整備担い手育成総合対策事業」、「間伐材搬出促進新事業」、林業機械等の購入及びリース・レンタル支援の県単独事業については、来年度も事業を継続する方向で、令和5年度予算編成において検討します。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
42	松くい虫対策の拡充について	<p>県内における松枯れ被害は深刻で、景観にも大きな影響を与えています。</p> <p>県の支援をいただきながら特別伐倒駆除等を行っておりますが、継続して事業を実施していく必要があり、今後も大きな経費負担が見込まれます。</p> <p>また、被害を抑えていくためには、県全体での取り組みが必要です。</p> <p>つきましては、特別伐倒駆除の補助率を引き上げていただくとともに、県内の被害状況や情報共有する会議の設置をお願いします。</p>	農林水産部 (森林づくり推進課)	<p>松くい虫被害対策については、県と市町村で協働して対策を進めることが重要と認識しており、市町村と連携してしっかりと継続して取り組みたいと思います。</p> <p>また、被害状況の共有や駆除対策方法の検討等については、例年開催している「松くい虫被害対策検討会」において実施しているところです。</p>
43	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに新日韓漁業協定関連漁業振興対策事業の継続実施について	<p>鳥取県の漁業で水揚げされる松葉がに(ズワイガニ)、ベニズワイガニ、ハタハタ等は「食のみやこ鳥取県ブランド」として、漁業だけでなく、観光業など県内の産業に大きく貢献しています。</p> <p>これらの魚種の主要漁場である日本海には、平成11年に締結した新日韓漁業協定により竹島周辺に両国が操業できる暫定水域が設定されています。</p> <p>しかし、現状では暫定水域内は韓国漁船の独占状態となっており、更には日本の排他的経済水域内での韓国漁船の無許可操業、漁具の放置など悪質な事例が後を絶ちません。漁業者は漁獲量の減少を余儀なくされると共に、投棄漁具の回収作業など多くの負担を強いられています。</p> <p>つきましては、日韓暫定水域及び日本の排他的経済水域における漁業秩序を確立するため、韓国政府に対し自国船の無秩序操業を正すよう監視・取締りの強化や指導の実施など、引き続き、早期解決に向けて国に対して働きかけをお願いします。</p> <p>また、漁獲量の減少や投棄漁具の回収に対する支援事業及び他国船に対する監視・取締りについては、これまでと同様に継続して実施していただくよう国に対して働きかけをお願いします。</p>	農林水産部 (漁業調整課)	<p>本年7月25日に日韓暫定水域内での漁業秩序の確立について、国に対し要望しています。また、日本海中西部府県と連携し、日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立や日韓暫定水域の影響を受けている漁業者に対する支援について、12月16日に国に対し意見書を提出しました。</p> <p>今後も日韓両国政府の責任により、積極的に両国間協議を進展させ、漁業秩序を早急に確立すること及び、我が国排他的経済水域における違法操業を行う外国漁船の取締りの強化並びに新日韓漁業協定関連の漁業振興対策事業の継続実施について、引き続き国に要望していきます。</p>
44	国土強靱化、防災・減災強化に向けた制度の見直しについて	<p>近年、全国各地で豪雨災害が頻発し、甚大な被害が生じていますが、以前発生した災害箇所のすぐ隣で発生することもあり、当初の災害発生時に復旧範囲を拡大することで防ぐことができるものもあります。</p> <p>災害復旧事業は、国からの高率の財政支援もあり、迅速で確実な復旧を行うことにより住民生活への影響を最小限とすることができます。</p> <p>しかしながら、災害復旧工事は原形復旧が原則となっており、近傍の類似箇所における予防的な改修については、災害関連事業として補助制度は設けられているものの、災害復旧事業より補助率は低率であり、災害復旧事業と併せて行う残存施設の補強についても同様の措置となっており、災害関連事業等の改良復旧を行う際の支障となっています。</p> <p>つきましては、頻発する災害に対応し、国土強靱化、防災・減災の取り組みをより強固なものとするため、災害復旧事業と併せて行う残存施設の補強や予防的な措置に対する制度の見直しと財政支援について、国に対して働きかけをお願いします。</p>	国土整備部 (技術企画課)	<p>災害関連事業については、令和4年10月21日の中国地方知事会において国庫補助の手厚い配分や補助率のかさ上げ、特別交付税の特例的な増額配分など国において中長期的な財政支援を行うとともに、再度災害防止を目的とした改良復旧を推進するために、被災規模の縮小や改良費の割合引上げ等の要件緩和を行うよう共同アピールがなされました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
45	中国横断自動車道岡山米子線（蒜山IC～境港）の整備促進について	<p>令和元年9月に国土交通省の国土幹線道路部会において、蒜山IC～米子IC間が4車線化優先整備区間に選定されたことで、ようやく米子自動車道的全線4車線化に道筋がつかえました。</p> <p>しかしながら、近年、全国的に道路を巻き込む土砂災害などが頻発しており、2車線では小規模な土砂崩れで通行不能となり、また復旧までに相当の時間が必要となります。</p> <p>特に、岡山県真庭市と江府町を結ぶ県境の三平山トンネルを含む暫定2車線5.6kmは、車線減少による速度低下と渋滞及び事故発生の確率が高く危険な区間となっており、米子IC～大山高原スマートIC区間につきましても、山陰自動車道と接続し渋滞発生頻度の高い区間となっております。</p> <p>つきましては、交通の円滑化と対面通行による交通事故の危険性回避を図っていくため、早期に米子道全線4車線化をお願いします。</p> <p>加えて、事業が凍結されている中国横断自動車道岡山米子線（米子IC～米子北IC間）の凍結を解除し、米子IC～境港間について、早期事業化に向け、規格の高い道路の計画の具体化に向けた検討を促進するようにお願いします。</p>	県土整備部 (道路企画課、 道路建設課)	<p>令和元年9月に公表された「高速道路における安全・安心基本計画」で米子道全線が優先整備区間に選定され後に順次事業化が行われ、令和4年3月に溝口IC～米子IC（約4.8km）が事業化されたことにより、暫定2車線区間が全て事業化されました。</p> <p>また、米子・境港間の高規格道路については、令和2年度に開催された中海・宍道湖圏域道路整備勉強会や、令和3年度に開催された地元懇談会で、地元が考える将来像を実現させるためには米子・境港間の高規格道路の早期整備が必要と整理されています。</p> <p>地域の発展に米子自動車道の4車線化と米子・境港間の高規格道路の早期整備は必要不可欠であり、国交省へ7月13日、7月25日及び11月15日に要望を行いました。さらに、11月8日には「中国横断自動車道岡山米子線（蒜山IC～境港間）整備促進期成同盟会」と連携して東京で決起大会を行い、地元が一丸となって国土交通省やNEXCO西日本に要望を行いました。</p>
46	山陰道「北条道路」の建設促進について	<p>山陰道は、西では「大栄東伯IC～出雲IC」がつながり、東は鳥取西道路の開通により「はわいIC～鳥取IC」が供用され、観光や産業振興をはじめとして広域的な高速道路ネットワークの形成による地域の活性化が期待されています。</p> <p>一方で山陰道の中央に位置し、中部地区の南北軸を形成する「北条湯原道路」とも接続する「北条道路」（L=13.5km）は、ミッシングリンクとして残されたままとなっています。国からこの区間の供用開始時期が令和8年度と公表されたことから、県民悲願の山陰道の県内区間全線供用に目処が立ちましたが、高速道路ネットワークとして広域的な地域連携機能を高めるためにも、予定どおりに確実に供用開始されるよう切望しています。</p> <p>また、現在の「北条道路」は一般道として供用しており、高速道路と接続する直線道路である一方、多くの平面交差が多数存在するため、重大事故が発生する危険性が非常に高くなっています。</p> <p>このような交通基盤の脆弱性は、防災・安全対策の面で緊急救援や患者の広域搬送に支障をきたすことが懸念されるばかりか、県全体としての魅力や活力が十分に生かし切れず、地域の成長及び発展にとって大きな支障となっています。</p> <p>つきましては、県内区間が予定どおり確実に全線開通するよう、現在事業中区間の早期供用及び「北条道路」の事業促進に向け、国に対して働きかけをお願いします。</p> <p>加えて、インターチェンジ整備については、高規格幹線道路のインターチェンジに連結する幹線道路と併せて、アクセス道路の早期整備をお願いします。</p>	県土整備部 (道路企画課、 道路建設課)	<p>平成29年度に事業化された北条道路は、令和8年度の開通見込みが国から公表され、高架橋工事、改良工事等が本格化しており、引き続き整備促進を国に要望していきます。</p> <p>また、山陰道（北条道路）の大栄IC（仮称）及びはわいICへのアクセス道路については、県事業として令和元年度に事業化したところであり、整備促進に努めていきます。</p> <p>北条道路の整備促進については、7月25日及び11月15日に国に対し要望を行いました。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
47	山陰道の建設促進について	<p>山陰道のうち県内未整備区間である「北条道路」(13.5km)は令和8年度の開通に向けて工事が進められており、未開通区間の解消に向けた道筋がつきました。</p> <p>その一方で、既に開通している区間については、一部を除き暫定2車線で運用されているため、通勤時間帯や休日には渋滞が発生し、交通事故が発生した場合には通行止めになることもあります。</p> <p>今後、山陰道未供用区間が供用されると特に県外大型車の交通量の増加が予想され、このような事象が一層増加すると懸念されます。</p> <p>つきましては、交通の円滑化と対面通行による交通事故の危険性回避のため、山陰道の全線4車線化の早期整備をお願いします。</p> <p>特に、「米子道路」日野川東IC～米子南IC間については、既に付加車線設置工事が行われており、引き続き、整備促進をお願いするとともに、淀江IC～米子西IC間の残る区間についても、渋滞発生頻度の高い区間となっておりますので、付加車線設置をお願いします。</p>	県土整備部 (道路企画課、 道路建設課)	<p>県内高速道路の供用率は約8割となり、ミッシングリンク解消に向けて山陰道(北条道路)の整備促進と米子・境港間の高規格道路の早期事業化を要望していますが、県内山陰道と鳥取道は全線暫定2車線で供用されており、事故が発生すればたちまち通行止めが発生し、県民生活に多大な影響を与えており、高速道路が本来有すべき安全性を向上されるためにも暫定2車線の早期解消は必要です。また、これらに併せて山陰道(米子道路)で事業中の付加車線の早期供用を含め暫定2車線の早期解消について、7月25日及び11月15日に国に対し要望を行いました。</p>
48	国道313号地域高規格道路「北条湯原道路」の整備促進について	<p>「北条湯原道路」は、山陰道と米子道を結び、本県中部生活圏と岡山県真庭地方生活圏を相互に連絡し、地域の活性化に大きく寄与する基幹道路として順次、整備が進められています。現在、倉吉道路(倉吉西IC～小鴨IC(仮称)間)及び倉吉関金道路(小鴨IC(仮称)～福山IC(仮称)間)については、令和一桁半ばの供用を目指し整備が進められています。</p> <p>しかしながら、現段階では一部の供用に留まっており、走行性の高い安全な道が確保されておらず、道路ネットワークとして機能していないため、防災・安全対策の面で緊急輸送路、患者の広域搬送に寄与するものとしての役割が十分果たされていない状況です。</p> <p>つきましては、倉吉道路及び倉吉関金道路の整備を促進し、調査区間(L=約3km)の早期事業化をお願いします。</p> <p>加えて、結節点となる北条JCTと山陰道との一体的な整備促進、除雪作業等による交通確保対策の点からも県においてアクセス道路の整備及び管理をお願いします。</p>	県土整備部 (道路企画課、 道路建設課)	<p>(1) 倉吉道路の残区間(L=約1km)及び倉吉関金道路(L=約7km)の整備促進並びに調査区間(L=約3km)の早期事業化について 倉吉道路(倉吉西IC～小鴨IC(仮称)間)及び倉吉関金道路(小鴨IC(仮称)～福山IC(仮称)間)については、用地買収が完了し、引き続き橋梁工事等を進めているところであり、令和一桁半ばの供用を目指して整備促進に努めます。 調査区間の事業化については、道路整備の進捗状況や交通状況等を踏まえて、今後検討していきます。</p> <p>(2) 結節点となる北条JCT(仮称)と山陰道との一体的な整備促進について 北条JCT(仮称)は、平成29年度より「北条倉吉道路(延伸)」として事業化し、山陰道(北条道路)の事業主体である国と連携を図りながら事業を進めているところです。令和8年度の開通予定が公表された北条道路との同時開通を目指して整備促進に努めます。</p> <p>(3) アクセス道路の整備及び管理について アクセス道路の整備及び管理は、当該道路の管理者が主体となって検討を行うことが基本と考えていますが、高規格道路の管理者である県とアクセス道路の管理者で協議を行います。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
49	地域高規格道路「江府三次道路」の整備促進について	<p>一般国道183号は、鳥取県日野郡と広島県備北地域の交流・連携を図るための主要路線であり、また、大規模災害時には防災拠点である三次・米子エリアを連絡する第1次緊急輸送道路にも指定されており、両地域において重要な路線であります。</p> <p>しかしながら、鳥取・広島両県の県境部は、その急峻な地形から線形不良区間が連続し、大型車の離合困難箇所が多く、スリップ事故や衝突事故の多発、道路路面の崩落による交通遮断の発生、異常気象時の通行規制区間の存在などにより、交通の難所となっております。また、災害発生により通行止めとなった場合、代替路線もありません。</p> <p>つきましては、都市との地域間交流による一体的な発展を目指すうえで、「江府三次道路」の全線開通による整備効果に大きな期待が寄せられていることから、江府道路及び鍵掛峠道路の着実かつ早期の整備をお願いします。</p> <p>加えて、全延長約8.6kmの内、約3.2kmの調査区間を整備区間に、無指定区間の約3.2kmを調査区間へ早期に指定いただきますようお願いいたします。</p>	県土整備部 (道路企画課、 道路建設課)	<p>(1) 江府道路の整備促進 江府道路については、唯一未着手であった大規模構造物の久連トンネル工事に令和3年度から着手したところであり、令和一桁後半の供用を目指して引き続き整備促進に努めます。</p> <p>(2) 直轄権限代行により事業着手されている区間の整備促進 令和7年度開通見込みが公表されている鍵掛峠道路については、現在、県境トンネルの掘削工事を進められており、県としても残土処分地の確保など、引き続き必要な協力を行ってまいります。</p> <p>(3) 計画路線の区間指定について 調査区間の整備区間指定及び未指定区間の調査区間への指定については、現在事業実施中の江府道路の早期整備に向けて重点投資を図っているところであり、道路整備の進捗状況や交通状況等を踏まえて、今後検討していきます。</p>
50	道路等老朽対策について	<p>高度経済成長期にインフラ整備を集中的に実施し50年経過した今、施設の老朽化が重要な課題となっています。また、昨今の異常気象による災害に対し、災害に強い道路の整備はもとより、高規格道路の未整備区間の解消、老朽化対策や更には地域の生活基礎となる道路整備の促進など、取り組むべき課題は山積みの状況です。</p> <p>つきましては、地域の活性化や安全・安心を確保するための道路整備、継続して老朽化対策を実施できるよう社会資本整備総合交付金等の補助制度の財源の確保を引き続き、国に対して働きかけをお願いします。</p>	県土整備部 (道路企画課)	<p>老朽化対策に係る予算は、令和2年度に個別補助事業（道路メンテナンス事業）が創設され、重点的に予算配分されています。継続的に予算配分されるよう国に要望していきます。</p> <p>道路の老朽化対策の課題については、国、県及び市町村が参加する鳥取県道路メンテナンス会議において議論していきます。</p>
51	危険木の事前伐採に係る協議・実施体制について	<p>近年、自然災害は頻発、激甚化しており、台風や大雪による道路や送配電設備等への倒木で交通網の遮断や停電が発生する事案が相次いでいます。</p> <p>国道、県道、町村道等の道路沿線には、枝が道路に張り出し道路側に傾いた立木や、適切な管理がされず、もやし状の樹形となった生育不良木など、風や雪の影響で倒木する恐れのある樹木が散見されます。それらの樹木が、大雪等により倒木することで電柱が倒壊し、一部の集落が孤立する災害が発生しています。</p> <p>このような中、公道や送配電設備などの重要インフラを保全し、人命、経済、暮らしを守るため、重要インフラ沿線の危険な樹木について事前に伐採していくことが強く望まれます。</p> <p>本来であれば、危険木の伐採は所有者が実施すべきですが、重要インフラ沿いでの立木伐採は、施設への倒木や損傷防止に特段の配慮が必要となるため、作業の難易度は高く事業費も増高することから、所有者への対応に委ねて解決していくことは困難です。</p> <p>また、施設管理者は、早急な事後復旧の実施がなされているとの意見がありますが、森林整備者からは、面的整備でないものへの実施は難しいとの意見もあり、災害を未然に防ぐ取り組みに至っていない状況です。</p> <p>つきましては、日常生活を守る重要インフラ周辺について、防災措置の一環として、危険木の事前伐採や倒木処理に関する施設管理者（道路管理者、送配電事業者）と市町村等による対応を事前に検討し、費用面を含めた役割分担の明確化した実施体制を構築するため中心的役割を県に担っていただきますようお願いするとともに、危険木の事前伐採や倒木処理に対する財政支援をお願いします。</p>	危機管理局 (危機管理政策課) 農林水産部 (森林づくり推進課) 県土整備部 (道路企画課)	<p>危険木の事前伐採及び倒木処理については、鳥取県地域防災計画において体制整備を進める旨を記載しているところであり、県・市町村・事業者等で連携して対応する体制構築を図ると共に、事業者・市町村への支援策を合わせて検討します。</p> <p>(参考) 鳥取県地域防災計画 災害予防編 (共通) 第15部 ライフライン対策計画 第1章 ライフライン対策の強化 第3節 体制の整備 2 自治体との連携体制の整備 各ライフライン機関は、平時から、県・市町村と緊密に連携し、災害対応の体制整備に努めるものとする。</p> <p>なお、電力及び通信については、それらに被害が生じた際の復旧作業にあたり、県や市町村の道路啓開等対応と密接な連携を図る必要があるため、中国電力株式会社及び西日本電信電話株式会社は、県と締結している協力協定に基づき、平時から災害対応に必要な情報を共有するなど、特に連携体制を整備するものとする。</p> <p><u>また、県は、電気等のライフライン設備の被害を最小限に抑えるため、必要に応じて各ライフライン機関と連携して、設備周辺の樹木の事前伐採等を行うための体制を整備するものとする。</u></p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
52	海岸侵食及び港湾・漁港対策について	<p>海岸の侵食対策につきましては、「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」に基づき人工リーフの機能向上、堆積砂を使用して陸上養浜するサンドリサイクル、浜崖の後退を抑制するサンドバック等いろいろな方法により海岸保全に取り組んでいただいております。</p> <p>しかしながら、爆弾低気圧の通過や冬の波浪などに起因して、浜崖の発達や砂浜・保安林の消失のほか、河川及び用水路の流末閉塞、漁港では砂が堆積し航路や停泊地が埋没するなど漁業にも支障をきたしております。さらには、地球温暖化の影響による海面上昇等により海岸線が家屋に迫りつつある事例があり、年々これらの問題は深刻になっています。</p> <p>県では海岸の状態を監視し、地元関係者や専門家の意見を聴きながら漂砂の解明と対策を実施されていますが、その効果の検証が明らかになっていません。</p> <p>つきましては、引き続き、人工リーフの機能向上やサンドリサイクル等に取り組んでいただきますとともに、検討委員会等による砂の移動メカニズムの調査・研究を進め、早期に対策を講じていただきますようお願いします。</p> <p>また、国とも連携して河口閉塞の堆砂を養浜が必要な場所へ有効活用するなど、効果的な対策をお願いします。</p> <p>加えて、引き続き、各港湾・漁港の浚渫事業等に取り組んでいただくとともに、持続的な航路の確保に向けて、地理的状況や自然条件、施設環境を踏まえた土砂堆積の原因を早急にとりまとめ、予防的対策に向けた方針検討、抜本的な対策等の実施をお願いします。</p>	<p>県土整備部 (河川課、空港港湾課)</p>	<p>海岸侵食対策については、「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」に従い、地元関係者や専門家の意見を聞きながら、必要最小限の構造物の整備やサンドリサイクル等による海岸保全に取り組んでいます。</p> <p>しかし、一部の海岸では砂浜が侵食傾向であり、引き続き汀線測量などのモニタリングを実施していくとともに、必要に応じて人工リーフの機能向上や、サンドリサイクル、浜崖対策（サンドバックの整備）等に取り組んでいきます。</p> <p>また、検討委員会等により得られた侵食原因や効果検証結果などを共有しながら、今後とも適切な侵食対策に取り組んでいくとともに、河口堆積砂を養浜に活用するなど、国と連携した対策に取り組んでいきます。</p> <p>港湾・漁港に堆積する土砂については、その原因が多様、また広域であり、予防的対策が非常に困難であることから、毎年、維持浚渫により船舶の航行に影響が生じないよう取り組んでいるところです。</p> <p>このような中、近年、鳥取港で生じている異常な航路埋没は、夏場の台風等の異常気象による波浪に伴う鳥取砂丘海岸から西側に向かう沿岸漂砂及び豪雨時の千代川からの流入土砂が原因であり、貨物船の入港に度々支障になっているところです。このため、抜本的対策となる航路振替に必要な防波堤整備等の予算確保について、7月25日及び11月15日に国に要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p> <p>他港についても、船舶が安全に港湾・漁港を利用できるよう、引き続き改良及び修繕等の必要な措置を実施します。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
53	河川災害の防止について	<p>昨今の異常気象による台風・集中豪雨により、河川の氾濫・護岸崩壊や土砂流出等による交通の遮断、農地の被災、農業用施設や生活水路の被災、林道・作業道の被災など、時には尊い生命を奪う甚大な被害が全国各地で発生をしています。</p> <p>また、中山間地をはじめとした河川の上流部では、高齢化や過疎化により地区住民による河川区域内の草刈り等の実施が困難な状況になり、放置されている箇所が増えています。河川内の堆積土砂や樹木が流水を阻害し、河川の溢水や破堤の危険性を高めるため、地域住民から不安の声もあがっています。</p> <p>一方、下流部では、内水処理のための普通河川や水路延長も長いことから、上流部における内水処理対策の影響をまともに受けることとなります。局部的に排水対策が必要なことは十分承知していますが、地球温暖化に伴って今後ますます豪雨が頻発することが見込まれることから、中長期的な河川改修等の整備と併せて、短期的な対策も必要です。</p> <p>このような状況の中、流域治水対策が盛り込まれた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が令和3年度から進められており、気候変動を踏まえた「流域治水関連法」が令和3年5月に公布されたことも踏まえ、今後も事前防災の観点から河川の掘削・伐開を引き続き継続していく必要があります。</p> <p>つきましては、流水阻害率に囚われることなく、河川維持管理費を確保し、毎年、計画的な河床掘削や河川伐開を継続実施していただくとともに、河川氾濫が考えられる国道・県道及び町道、鉄道、公共施設並びに住家等に近接する河川護岸の強化対策として護岸整備をお願いします。</p> <p>加えて、河口閉塞による内水湛水や洪水時の水位上昇に伴う氾濫等を防止するため、河口閉塞対策を適宜実施していただくとともに、引き続き、市町村と連携を図りながら内水処理対策をお願いします。</p> <p>更には、地元操作員の高齢化等による管理が難しくなっている樋門については、リモート操作への対応をお願いします。</p>	県土整備部 (河川課)	<p>河床掘削や河川伐開については、平成30年7月豪雨や台風24号の出水を踏まえ、県管理河川全てを緊急点検し、土砂の異常堆積又は樹木繁茂による河川の氾濫リスクが高い箇所（要対策箇所）を把握したうえで、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（交付金）」及び「緊急浚渫推進事業債」等を活用しながら要対策箇所に順次対策を実施してきたところです。</p> <p>要対策箇所は、「鳥取県河川維持管理計画マスタープラン」で定められた河川の区分に応じ実施する定期的な巡視や測量、更に、大規模な出水後等の点検結果も踏まえ、適宜見直しを行っており、これまでに把握した668箇所のうち621箇所（93.0%）に着手しています。</p> <p>なお、現状として河川阻害率が高い箇所が多く残っていることから、優先度を考慮しながら実施し、治水安全度の向上に努めていきます。</p> <p>残る要対策箇所についても、適宜現地を点検して要対策箇所の見直しを行いながら、引き続き現在の予算措置を活用し、対策に取り組んでいきます。</p> <p>同様に、護岸整備についても優先度を考慮しながら実施していきます。</p> <p>また、地域が抱える水害などの課題に対しては、「流域治水及び減災対策協議会」の流域治水分科会において、関係者が連携し対策を進めていくこととしています。</p> <p>樋門については、リモート操作ではなく、操作の省力化が図れるシステム導入を令和4年度から予算化して整備してきているところです。関係者への説明等も必要であることから、導入に関する調整について協力をお願いします。</p>
54	治山・砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進について	<p>土砂災害防止法が改定され、県内市町村においても数多くの危険箇所が指定されており、早急に対策を講ずる必要があります。</p> <p>また、近年、全国的な大規模自然災害により、多くの尊い人命を失い、甚大な経済的・社会損失が生じています。本県においても、地震災害・台風等の豪雨による水害、土砂災害などの自然災害により甚大な被害を受けており、住民の生命財産を守るため防災に対する取り組みをこれまで以上に取り組む必要があります。</p> <p>このような状況を解消するため、砂防事業等により堰堤等の整備が推進され、中山間地域の危険箇所は解消されつつあります。</p> <p>しかしながら、砂防堰堤等の流路工の流末処理が既存の土水路に接続されている地区があり、ゲリラ豪雨等出水時に人家への浸水被害が懸念され、下流域の排水路整備の要望が高まっています。既存の水路においても、土水路等の未整備水路が多く、豪雨時に崩壊し人家への影響を与える恐れがあり、地元自治会や関係者から流末排水整備の要望があります。</p> <p>つきましては、治山・砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業による整備の推進により、危険箇所の解消と砂防堰堤の堆積土砂撤去などの措置を講じていただきますようお願いいたします。</p> <p>加えて、事業の対象外となった排水路及び未整備水路について、交付金事業の創設を求めるとともに、県において、かさ上げをお願いします。</p>	県土整備部 (治山砂防課)	<p>土砂災害対策は住民の生命・財産を守る重要な施策であり、限られた予算ではありますが、引き続き、緊急度や優先度を勘案した「選択と集中」により、効果的・効率的に対策事業を推進します。その中で、治山・砂防事業においては、土砂を直接的に止める堰堤等の防災・減災効果の高い施設を優先して整備しています。</p> <p>砂防堰堤の堆積土砂撤去については、出水後は適宜現地確認を行うとともに、次期出水で下流域へ土砂流出の恐れがないか検討し、必要に応じて措置を講じます。</p> <p>堰堤流末以降の水路部分は市町が管理主体となる普通河川である場合が多く、この場合、市町が事業主体となる「緊急自然災害対策事業債」の適用が可能ですが、令和7年度までの制度であることから、引き続き、国に対して制度の継続や充実などについて要望していきます。</p>